

平成 29 年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

1. 日 時：平成 29 年 5 月 15 日（月） 10:00 ～ 12:00
2. 場 所：中央合同庁舎第 5 号館 19 階 環境省第 2・3 会議室
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 外部有識者紹介
 - (3) 平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

<配布資料>

- 資料 1 公開プロセス外部有識者名簿
- 資料 2 平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト
- 資料 3 平成 29 年度環境省行政事業レビュー公開プロセス対象事業選定
シート
- 参考 1 行政事業レビュー実施要領
- 参考 2 行政事業レビュー公開プロセス実施上の留意点について

平成 29 年度環境省行政事業レビュー公開プロセス

外部有識者名簿

(環境省選定)

氏 名	現 職
いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学学長
おく まみ 奥 真美	首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授
こばやし たつお 小林 辰男	公益社団法人日本経済研究センター研究本部政策研究室長
せき まさお 関 正雄	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室シニアアドバイザー
にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学法学部専任教授

(内閣官房行政改革推進本部事務局選定)

氏 名	現 職
いしどう まさのぶ 石堂 正信	公益財団法人交通協力会常務理事
かわむら さゆり 河村 小百合	株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員
さとう もとひろ 佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科教授

※50 音順、敬称略

平成29年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	環境省	外部有識者会合開催日			5月15日	公開プロセス開催日	6月27日
事業番号	事業名	平成28年度 補正後予算額	平成29年度 当初予算額	選定基準	具体的な選定理由	想定される論点	
173	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	1,546	300	ア	産廃特措法に基づく支援に関し、法律の期限である平成34年度の事業完了を見据え、円滑な事業実施が重要であり、政策優先度が高いため。	○長期間事業を実施しているが、事業目的の達成に向けて適切な見直し・改善が図られているか。	
278	環境技術実証事業	92	103	イ	継続的に実施している事業であり、その事業効果等を検証する必要があるため。	○事業開始から10年以上経過し、実証した技術が普及するなど、事業の成果はあがっているのか。	
233	PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)運用・データ活用事業	130	150	オ	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)に基づき、PRTR制度の運用を行っている。事業の根拠となる化管法については、平成30年度が規制見直し時期となっていることから制度見直しに着手する予定であり、優先課題となっているため。	○本事業により、PRTR制度の目的のひとつである「事業者による化学物質の自主的な管理の改善」は図られているのか。 ○本事業により、PRTR制度の意義のひとつである「国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進」は適切に進んでいるのか。 ○本事業の「化管法対象物質検討調査等業務」により、PRTR制度にどのような見直しが図られるのか。	
280	子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	2,366	2,378	ア	環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を解明する大規模疫学調査であり、政策優先度が高いため。	○当初計画していた人数が十分にリクルートされているか。 ○参加者のリクルート後、計画していた人数が適切に追跡され、維持されているか。 ○成果を着実に得るために、検討・見直しが定期的かつ適切に行われているか。	
003	温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費	470	436	ア	気候変動国際連合枠組条約(UNFCCC)並びに締約国会議決議に基づき、先進国は自国の温室効果ガス排出・吸収量を計算し、温室効果ガスの排出・吸収目録(インベントリ)として、UNFCCC事務局に提出する義務がある。また、排出・吸収量の情報は、地球温暖化対策計画等における国内の排出削減政策・措置に関する検討の基盤となる極めて重要な情報であることから、政策優先度が高いため。	○温室効果ガスの排出実態に関する最新の科学的知見や国内の政策・措置による排出削減効果がインベントリに適切に反映されているのか。 ○各国のインベントリは、透明性、正確性、完全性*等の観点から、UNFCCC事務局が選出した専門家審査チームによる審査を受けることとなり、この審査結果から我が国のインベントリは適切に作成されていると評価されているのか。 ○温室効果ガス排出・吸収量や排出削減に関する政策措置等の測定・報告・検証の強化が国際的に求められていることから、インベントリ・国別報告書・隔年報告書等、UNFCCC事務局に提出義務のある報告書の作成や国際的な審査への対応等に必要な情報収集及び分析等が的確に実施できているのか。 <small>※なお、透明性とは、インベントリに用いられている算定方法及びデータの根拠・出典等が明確に説明されていること。完全性とは、算定すべき全ての温室効果ガス、及び対象領土からの全ての排出・吸収源が含まれていること。正確性とは、排出・吸収量の算定が現実の排出・吸収量と比べて判断可能な限り正確であること。</small>	
077	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	765	715	ア	昨年11月のパリ協定の発効も踏まえ、温室効果ガス対策とともに環境汚染対策にも有効なコベネフィットアプローチに取り組む途上国への支援は重要であり、政策優先度が高いため。	○事業開始から数年経過し、事業目的の達成に向けて効果的に事業が実施されているか。	

不法投棄等の不適正処分対策

1. 未然防止・拡大防止対策

- 都道府県等による監視パトロール活動や廃棄物処理法に基づく行政処分の積極的かつ厳正な実施
- 関係機関等との連携による監視・啓発活動の実施
- 現場対応や関係法令等に精通した専門家を都道府県等に派遣し、責任追及や対策の手法等を助言 等

2. 残存事案対策

(都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障除去等を実施する場合の財政支援の仕組みと今後の対応)

- 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等については、原因者が原状回復を行うことが原則。
- 原因者が不明又は資力不足の場合には、都道府県等が代執行により支障除去等を実施。
都道府県等の要請があれば財政支援を実施。

(国の支援)

(1) 平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等・・・産廃特措法に基づく支援

- 産廃特措法は、平成24年度までの10年間の限時法として制定され、期限を平成34年度まで延長する改正法が平成24年8月22日に施行。平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等が実施する支障除去等について引き続き支援。
- 補助率 有害産業廃棄物：1／2 その他の産業廃棄物：1／3
- 平成18年度以降は「三位一体の改革」により、補助金に替えて特例地方債を拡充。

(2) 平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等・・・廃棄物処理法に基づく支援

- 廃棄物処理法に基づき平成10年度より産業界と国が協力して基金を造成し、都道府県等が実施する支障除去等を支援。
- 支障除去等に要する費用についての産業界と国と都道府県等との負担割合は、現在、4：3：3（平成24年度までは2：1：1）となっており、都道府県等の行政対応に大きな問題が確認された事案については支援の対象としていない。
- 産業界の負担に関しては、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、平成27年度からマニフェストを頒布等する団体等の協力を得ている。



産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

平成29年度予算額 300百万円(300百万円)

背景・目的

事業目的・概要等

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、可能な限り早期に支障除去等を行為者等に対して実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や所在が不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

事業スキーム

<平成10年6月16日以前の不法投棄等>

●産廃特措法に基づく支援

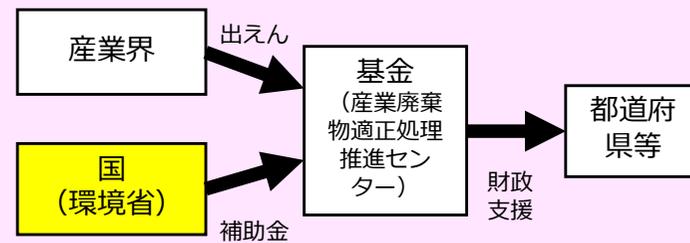
〔産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県等が実施する特定支障除去等事業へ支援〕



<補助率> 有害産業廃棄物：1/2
その他の産業廃棄物：1/3

平成10年6月17日以降の不法投棄等

●廃棄物処理法に基づき設置した基金による支援



<補助率> 定額補助

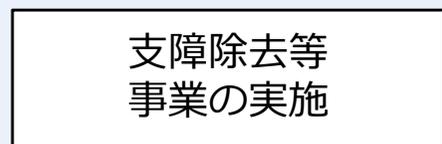
期待される効果

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障等の除去。

イメージ

都道府県等を財政支援

<都道府県等>



生活環境保全上の支障の除去等の促進

地域住民の生活環境の保全

平成28年度行政事業レビューシート(環境省)

事業名	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金			担当部局	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部			作成責任者	
事業開始年度	平成10年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	適正処理・不法投棄対策室			産業廃棄物課長 中尾 豊	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の15 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第5条			関係する計画、通知等	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助するものである。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助するものである。(補助率1/3または1/2)								
実施方法	補助								
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
	予算 の 状 況	当初予算	200	205.7	348	300	300		
		補正予算	3,055	2,303.5	2,487.2	1,246			
		前年度から繰越し	3,608	3,055	2,334.4	2,566.1			
		翌年度へ繰越し	▲ 3,055	▲ 2,334.4	▲ 2,566.1	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		3,808	3,229.8	2,603.5	4,112.1	300		
	執行額		3,778.5	2,993	2,453.4				
執行率 (%)		99%	93%	94%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 34 年度
	平成34年度までに特定支障除去等事業を0件とする	特定支障除去等事業の件数	成果実績	件	13	13	13	-	-
			目標値	件	13	13	13	-	0
			達成度	%	100	100	100	-	-
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	平成32年度までに支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数を50件まで削減する。	支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(27年度については集計中のため前年度のものを仮置き)	成果実績	件	110	90	90	-	-
			目標値	件	115	102	91	-	50
			達成度	%	105	113	101	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	特定支障除去等事業の支援実績件数	活動実績	件	5	5	5	-		
		当初見込み	件	5	5	5	5		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	X:特定支障除去等事業の支援実績額(百万円) / Y:特定支障除去等事業の支援実績件数(件)			単位当たりコスト	百万円/件	722	565	479	561
				計算式	X/Y	3,609/5	2,823/5	2,393/5	2,806/5

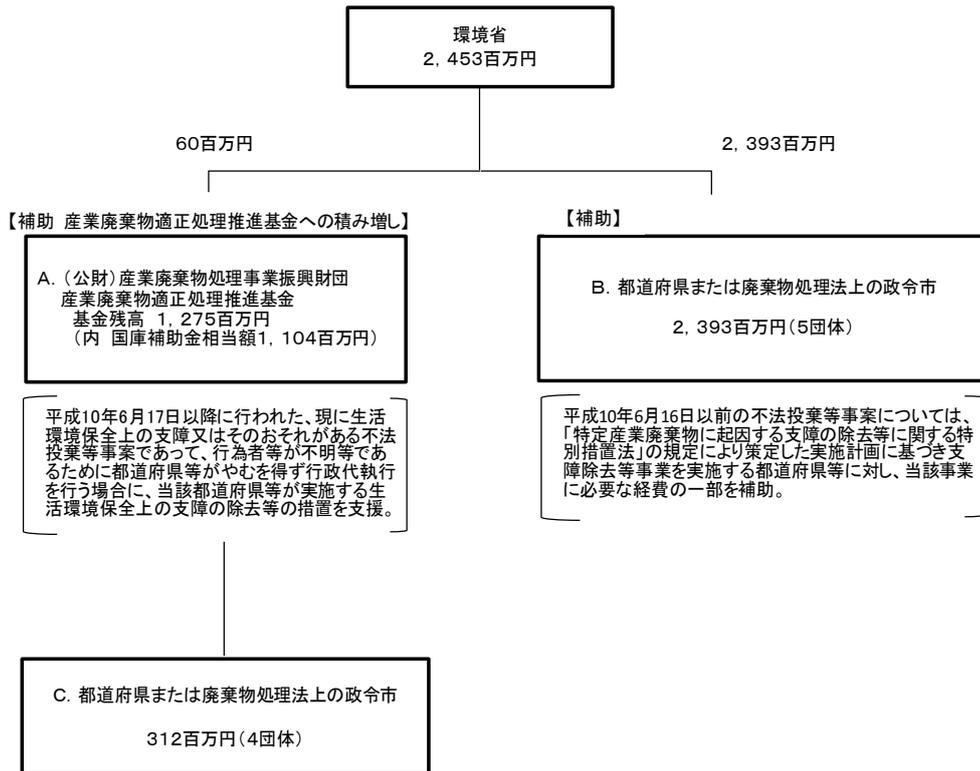
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	産業廃棄物適正処理推進費補助金	300	1,546	・都道府県等が行う支障除去等事業が、効率的・効果的に実施されるよう、平成29年度の事業計画における必要額を要求した。
	計	300	1,546	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	—							
	施策	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 34 年度
		特定支障除去等事業の件数	実績値	件	13	13	13	-	-
			目標値	件	13	13	13	-	0
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	<p><達成手段の目標> 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。</p> <p><達成手段の概要> 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>								

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等については国民や社会のニーズが高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	廃棄物処理法に基づく基金については、国、産業界、都道府県等がそれぞれ応分の負担をしている。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	既に発生してしまった不法投棄等事案であって、かつ、生活環境保全上の支障が生じている、又はそのおそれがある事案への対応であることから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	予め定めた補助率に基づき補助しており、妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	1件当たりのコストは概ね減少してきており妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	都道府県等において、原則として競争入札を実施している。		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	産廃特措法の規定により環境大臣が同意した実施計画に基づき計上した事業費であり、必要最小限のものである。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	繰越額の割合が大きい理由は、当初想定し得なかった廃棄物の埋設等の判明などにより、事業計画の見直し等に不測の日数を要したためである。			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	都道府県等において、原則として競争入札を実施しており、効率的な執行に努めている。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	事業計画通りに進捗している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	工事を実施する都道府県等において、複数の工法を比較検討し、より効果的・効率的な工法を採用して事業を実施している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込通りに実施されている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	支障除去等事業において適切に稼働している。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	-	-	-			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	産廃特措法の規定により、環境大臣の同意した計画に基づき都道府県等が実施する支障除去等事業については、着実に支障の除去が進むよう支援を行っていく必要がある。また、廃棄物処理法に基づく基金についても、不法投棄等の残存事案の件数・量が横ばいである状況を踏まえれば、今後とも都道府県等からの支援要請が想定されることから、引き続き財政支援を行っていく必要がある。				
	改善の方向性	廃棄物処理法に基づく基金による支援については、平成27年度に有識者等による検討会を開催し、平成28年度以降の支援のあり方について検討した結果、引き続き基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当であるとされた。				
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	より効果的、効率的に不法投棄等事案の処理が進むよう努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	産廃特措法に基づく支援については、環境大臣が同意した計画に基づき特定支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、必要な経費の一部を補助することで、効果的、効率的に不法投棄等事案の処理が進むよう努める。					
備考						
支障除去等に対する支援に関する検討会報告書(平成27年9月) http://www.env.go.jp/press/101560.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	141	平成23年度	132	平成24年度	140	
平成25年度	178,180	平成26年度	177	平成27年度	180	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.(公財)産業廃棄物処理事業振興財団			B.香川県		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
雑役務費	不法投棄等事業について都道府県等が実施する支障除去等事業に対する支援	60	事業費	支障除去等事業費	2,094
			事務費	支障除去等事務費	10
計		60	計		2,104
C.福岡県			D.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事業費	支障除去等事業費	177			
計		177	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	2010005018786	平成10年6月17日以降に行われた、現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、行為者等が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行を行う場合に、当該都道府県等が実施する生活環境保全上の支障の除去等の措置を支援。	60	-	-	-	

B.

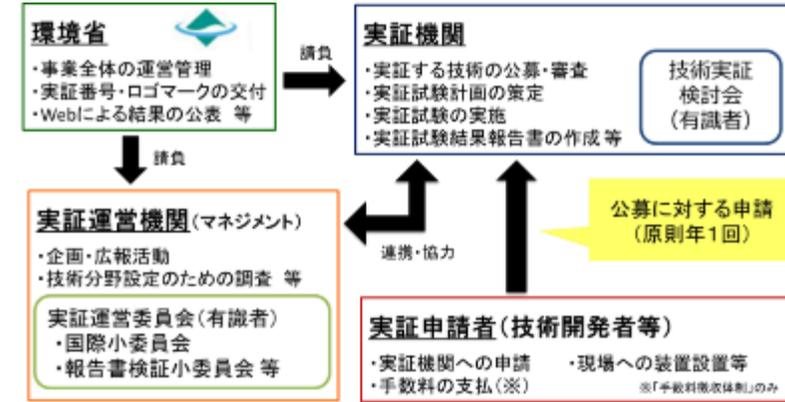
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	香川県	8000020370002	香川県豊島事案において香川県が行政代執行で実施する廃棄物の撤去・運搬等。	2,104	-	-	-	
2	青森県	2000020020001	青森・岩手県境事案(青森県側)において青森県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	137	-	-	-	
3	岩手県	4000020030007	青森・岩手県境事案(岩手県側)において岩手県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	104	-	-	-	
4	秋田県	1000020050008	秋田県能代事案において秋田県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	29	-	-	-	
5	福井県	4000020180009	福井県敦賀市事案において福井県が行政代執行で実施する水処理施設運営等。	20	-	-	-	

C.

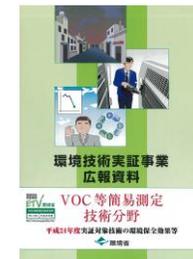
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	福岡県	6000020400009	廃棄物の地下水汚染防止等の支障除去対策	177	-	-	-	
2	青森県	2000020020001	廃棄物の地下水汚染防止等の支障除去対策	98	-	-	-	
3	佐世保市	5000020422029	廃棄物の飛散防止等の支障除去対策	24	-	-	-	
4	長野市	3000020202011	最終処分場の埋立法面崩落防止等の支障除去対策	13	-	-	-	

イメージ

事業の実施体制



実証結果の公表



実証された技術については、実証番号及びロゴマークを交付するほか、実証試験結果報告書を環境省HPに掲載することで、環境技術の普及に係る支援を行う。

事業目的・概要等

背景・目的

既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われておらず、普及が進んでいないものがある。
このような先進的技術について、その環境保全効果等について第三者機関が試験等を実施し、その結果を広く公表することで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業である。

事業概要

「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関（実証機関）が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響等を、試験等に基づき客観的なデータとして示すことである。
実証された技術には、実証番号及びロゴマークが交付されるとともに、実証結果については、環境省HPにて公表される。
本事業は平成15年度にモデル事業として開始し、平成20年から本格実施している。平成27年度までに、603技術について実証を行った。

事業スキーム

実証対象技術分野ごとに実証機関（請負）を選定し、実証対象技術の公募や試験の実施、試験結果報告書の作成等を行う。
また、環境省の運営補助として実証運営機関（請負）が、企画・広報活動や技術分野設定のための調査等を行っている。
(右図参照)

期待される効果・課題

申請者（技術開発者等）は、本事業によって環境保全効果に係る客観的な実証が受けられ、専門家による技術的助言が得られるとともに、環境省HPに掲載されることで、知名度向上が期待される。ユーザーに対しても、信頼できる情報が公表され、安心して技術を購入できるというメリットも生まれる。
また、本事業は平成28年11月にISO14034として国際標準化され、国内企業が開発した環境技術の国際展開と環境保全の世界的な促進が期待される。今後は、国際標準化に向けた国内体制の整備等が必要である。

環境技術実証 (ETV) 事業のご案内

Environmental Technology Verification



優れた環境技術を普及させるためのお手伝いをいたします。

既に実用化された先進的環境技術の中には、環境保全効果等について客観的立場から示された情報がないために普及が進んでいないものがあります。

環境技術実証 (ETV) 事業は、そのような環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関 (実証機関) が実際の現場等で実証し、その結果を環境省ウェブサイト等で公表、閲覧可能とすることで、環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業です。



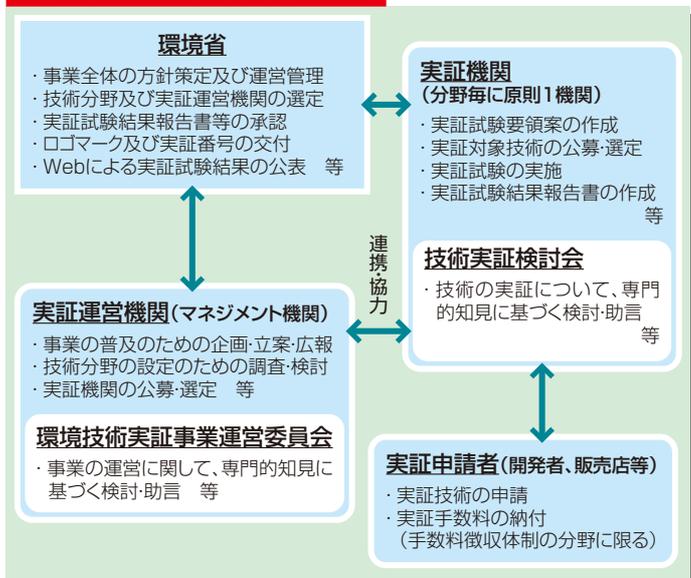
「実証」とは?

「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない**第三者機関**が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他を試験等に基づき**客観的なデータとして示す**ことをいいます。一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判断する「**認証**」とは異なるものです。

「実証」のメリット

- 実証の過程で有識者による検討・審議をします。技術に関する専門的なアドバイスを受けられることもあります。
- 実証済み技術には実証番号が付されたロゴマークを交付します。

事業の実施体制は?



ロゴマーク一例

ロゴマーク・実証番号は技術のPRなどに利用可能!

実証内容を環境省ホームページに掲載!

- 実証済み技術の報告書は環境省ウェブサイトに公表され、エンドユーザー等が実証番号を手掛かりに閲覧できるようになります。

国負担体制※における対象技術分野（平成28年度）



テーマ自由枠

特定の対象技術分野を定めない、下記技術分野以外の実証対象技術。
※原則。

手数料徴収体制における対象技術分野（平成28年度）



自然地域トイレし尿処理技術分野

山岳地や山麓、海岸、離島などの自然地域で上下水道、電気（商用電源）、道路等のインフラが不十分な地域、または自然環境の保全に配慮しなければならない地域において、し尿を適切に処理するための技術分野。

対象となる技術の例

非放流式で、し尿を生物処理、化学処理、物理処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

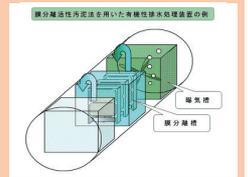


有機性排水処理技術分野

厨房・食堂、食品工場等から排出される有機性排水を適正に処理・回収するための技術分野。

対象となる技術の例

厨房からの有機性排水を、生物学的処理、物理化学的処理または、その組み合わせにより適正に処理する技術（装置・プラント）など。



閉鎖性海域における水環境改善技術分野

閉鎖性海域において、水質および底質の直接浄化、または生物生息環境の改善に資する技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、大規模土木工事を要するものは除く。

対象となる技術の例

海草の増殖用ネット等を活用した生物生息環境の改善技術、エアレーションや海底耕耘等による水質改善技術、リサイクル材を用いた海域環境の改善技術など。



湖沼等水質浄化技術分野

流入汚濁負荷の削減だけでは水質改善が難しい湖沼等において、水中、底泥中の汚濁を直接浄化、または、汚濁負荷の内部生産を抑制するための技術分野。

対象となる技術の例

ろ過・吸着・沈殿等及び植物プランクトンの異常増殖の抑制による湖沼等の水質改善技術など。



ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）

建築物（事務所、店舗、住宅など）に後付けで取り付けることができる外皮技術であり、室内冷房負荷の低減等によって、人工排熱を減少させ、ヒートアイランド対策効果が得られる技術分野。ただし、緑化は除く。

対象となる技術の例

窓用日射遮蔽フィルム、窓用日射遮蔽コーティング材、窓用後付複層ガラス、屋根用高反射率瓦、屋根・屋上用保水性建材など。



ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・地下水等を利用したヒートポンプ空調システム）

地中熱・地下水等を利用したヒートポンプ空調システムは、外気を熱源とする空冷式ヒートポンプを採用したものと比べ、電力消費を抑えて効率的に建築物内の冷暖房を行うことができ、また夏季は冷房排熱を外気に放出しないことから、ヒートアイランド対策効果が期待される技術分野。

対象となる技術の例

地中熱又は地下水熱を熱源とした水冷式ヒートポンプ、地中熱交換部、及びそれらを組み合わせたシステム全体。



地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）

日常業務又は日常生活に求められる光環境の実現に必要なエネルギー消費量低減に資する技術分野。

対象となる技術の例

光源の周辺に設置することで光を効果的に反射させる照明器具、照明器具用の反射板・内装材料、光ダクトや天窓などの屋光導入装置。



中小水力発電技術分野

水の位置エネルギーを活用し、溪流、河川部、排水路などの流量と落差を利用して小規模、小出力の発電を行う技術等を取り扱う技術分野。

対象となる技術の例

経済性を高めるための水車・発電機・増速機・制御設備・電気設備等の発明工夫、独立運転などでの需給両面の発明工夫など。



詳しくは **WEB** で!!

環境技術実証事業

検索

「環境技術実証事業」全般に関する問い合わせ先

環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL:03-3581-3351 (代表)

etv@env.go.jp

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

平成28年度行政事業レビューシート(環境省)

事業名	環境技術実証事業			担当部局庁	総合環境政策局		作成責任者		
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課環境研究技術室		室長 太田 志津子		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	・「経済成長戦略大綱」(平成18年7月財政・経済一体改革会議、平成20年6月改定) ・「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定) ・「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成27年8月中央環境審議会答申) ・「エネルギー基本計画」(第4次計画、平成26年4月11日閣議決定) ・「科学技術イノベーション総合戦略2015」(平成27年6月19日閣議決定)				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	文教及び科学振興				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中小企業等が開発・保有する先進的環境技術に対し、環境保全効果等について第三者による客観的な評価指標を用いて実証することで、技術の普及を促すとともに実証方法の確立を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	本事業の概要は以下のとおりである。 ① 有識者からなる検討会での議論を踏まえ、実証対象とする技術分野を設定 ② 実証運営機関及び実証機関を公募の上、選定 ③ 実証機関において、企業等への対象技術の公募・選定、試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成 ④ 実証試験結果報告書の公表、実証した技術に対するロゴマーク等の交付 ※ 実証試験に係る費用は、実証申請者の負担(ただし、技術分野を新規に立ち上げた場合、概ね最初の2年間は国が一部費用を負担)								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	117	102	102	92	103		
	執行額	100	93	93					
執行率(%)	85%	91%	91%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 28年度	目標最終年度 年度
	(実証技術分野数)×4件の技術について実証を行う。 ※平成25年度までの成果目標は(実証技術分野数)×10件	環境技術実証事業における実証技術数	成果実績	件	36	29	18	-	-
			目標値	件	90	36	32	36	-
			達成度	%	40	80.6	56.3	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	環境技術実証事業における実証技術分野数	活動実績	分野	9	9	8	-		
		当初見込み	分野	9	9	8	9		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	(執行額)÷(実証技術数)	単位当たりコスト	百万円/件	2.8	3.2	5.2	2.6		
		計算式	百万円/件	100/36	93/29	93/18	92/36		

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由 平成28年10月に見込まれる環境技術実証の国際標準化に伴う国内体制整備、海外事例収集等の対応による増。
	環境保全研究職員旅費	0.1	0.3	
	公害調査費	91.7	109.6	
	計	91.8	109.9	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-									
	施策	9.環境政策の基盤整備									
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
		環境技術実証事業における実証技術数(単位:件) ※目標値は、平成25年度までは(実証技術分野数)×10件、平成26年度以降は(実証技術分野数)×4件	実績値	件	36	29	18	-	-		
			目標値	件	90	36	32	-	-		
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援することで、優れた環境技術を普及させ、環境保全に資する。										
	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
		成果実績	-	-	-	-	-	-			
目標値		-	-	-	-	-	-				
達成度		%	-	-	-	-	-				
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
	成果実績	-	-	-	-	-	-				
	目標値	-	-	-	-	-	-				
	達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当該事業は、先進的環境技術の環境保全効果等について、客観的な実証を行うことによって、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーの安心できる使用に資するという国民のニーズに沿うものである。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	当該事業は、客観的に行う必要があることから、エンドユーザーではない第三者である国が実施することが適切であり、また、国が実施することで、全国的に環境技術を募ることができ、実証結果を広く普及することもできる。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	環境技術の客観的な評価という政策目的に対して、当該事業は、実証試験を実施し、多段階に外部有識者の検討を経るなど、ファクトに基づく客観的な評価を実現し、政策目的にダイレクトに応える事業となっている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定については、企画競争方式によって、予算の範囲内において、各業務の実施に関する十分な能力を有する事業者を選定している。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	手数料額は、外部有識者の検討を経ており、実証申請者はその額に合意の上で、申請することとなっている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	単位当たりコストについて、基本的に実証試験実施に係る実費等は手数料で賄うことになっており、妥当なコスト水準となっている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	平成24年度から実証運営機関を一元化し、事業の効率化を実現するなど継続的なコスト削減努力を続けている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	実証技術分野の見直しに伴い、研究室等屋内で行う試験から屋外で行うフィールド試験による実証技術の割合が増えたことから、平成26年度から成果目標の見直しを行った。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	平成24年度から実証運営機関を一元化し、事業の効率化を実現した。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	実証対象技術分野の見直しにより分野の新設・休止を行うことで、適切な分野数の技術について実証を行っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	実証技術にロゴマーク及び実証番号を付与することで、環境技術の普及を促進し、また、成果物である実証試験結果報告書は、環境省HP(備考欄にURL記載)に掲載するのみならず、学会や展示会などの場で発表するなど、環境技術の普及に向けて十分に活用されている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとに、各実証機関が、実証技術を選定し、実証試験要領、実証試験計画等を作成し、実証試験を実施の上、試験結果の妥当性を評価し、実証試験結果報告書を作成する。実証機関が行う事務の実施について、各実証機関が、外部有識者により構成される技術実証検討会を設置し、検討・検証を行っている。 ・実証運営機関は、実証機関の公募・選定を行い、分野横断的に事業の普及のための企画・立案・広報等を行っている。また、外部有識者により構成される環境技術実証事業運営委員会を設置し、実証機関に対して専門的知見に基づく検討・検証を行っている。 ・環境省は、事業全体の方針策定、運営管理等を行い、実証運営機関及び実証機関を指導している。 	
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から実証を開始した、特定の対象技術分野を定めずに技術の実証を行うテーマ自由枠の実績等を踏まえ、対象技術分野の見直しを行い、既存技術分野の統廃合や、よりニーズの高い技術分野の新設等を行う。 	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

目標値に対する達成度が低い。目標設定の変更も含め見直しを図ること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

事業目標については、事業広報の見直し等を行うことにより、達成に努めてまいりたい。また、環境技術の動向も踏まえ、適切な目標設定を検討してまいりたい。

備考

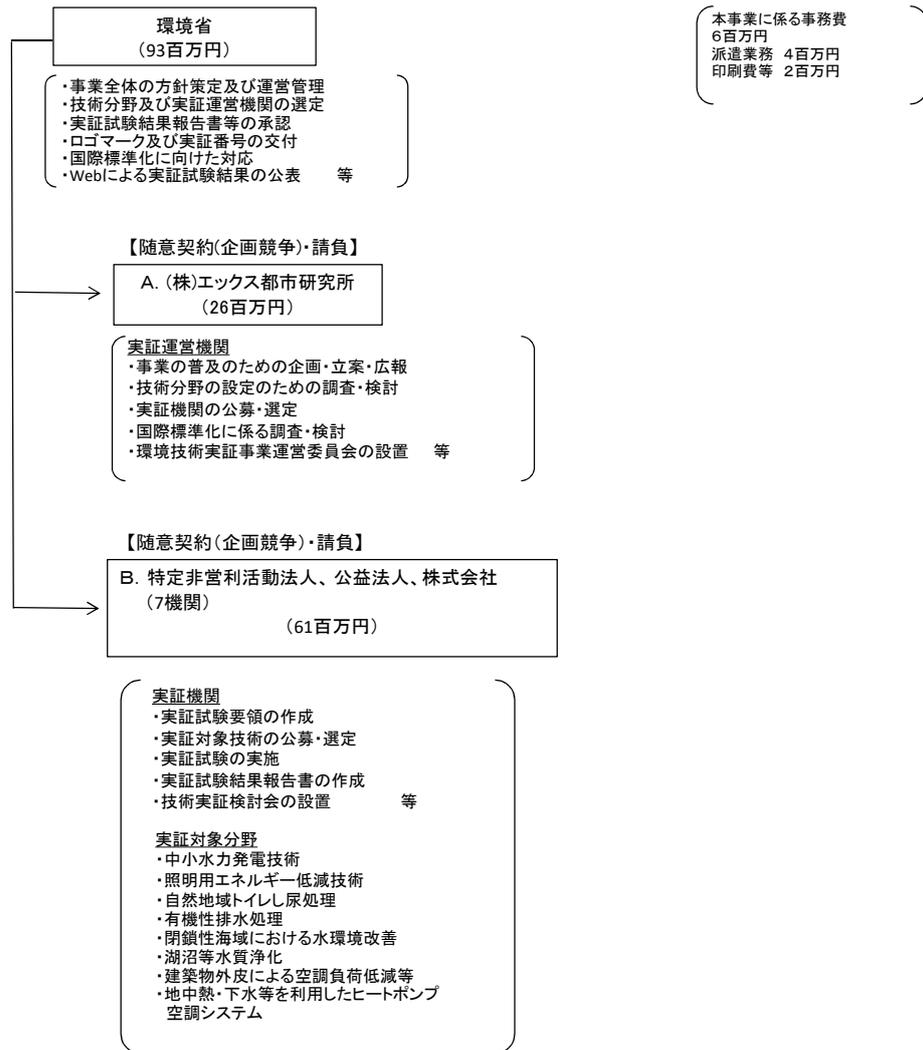
環境省HP 実証試験結果報告書
<http://www.env.go.jp/policy/etv/verified/index.htm>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	281	平成23年度	262	平成24年度	269	/
平成25年度	310	平成26年度	308	平成27年度	297	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途 〔「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載〕	A.株式会社エックス都市研究所			B.一般財団法人建材試験センター		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	平成27年度環境技術実証事業 実証運営機関連業務 4名	18	人件費	平成27年度環境技術実証事業 実証機関連業務 13名	6
	業務費	諸謝金、印刷製本費、旅費交通費、会議費、調査委託料等	6	業務費	諸謝金、旅費交通費、会議費、印刷製本費等	3
	その他	一般管理費・消費税	2	その他	一般管理費・消費税	2
	計		26	計		11

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エックス都市研究所	4013301013616	平成27年度環境技術実証事業運営等業務	26	総合評価入札	1	-	

B.

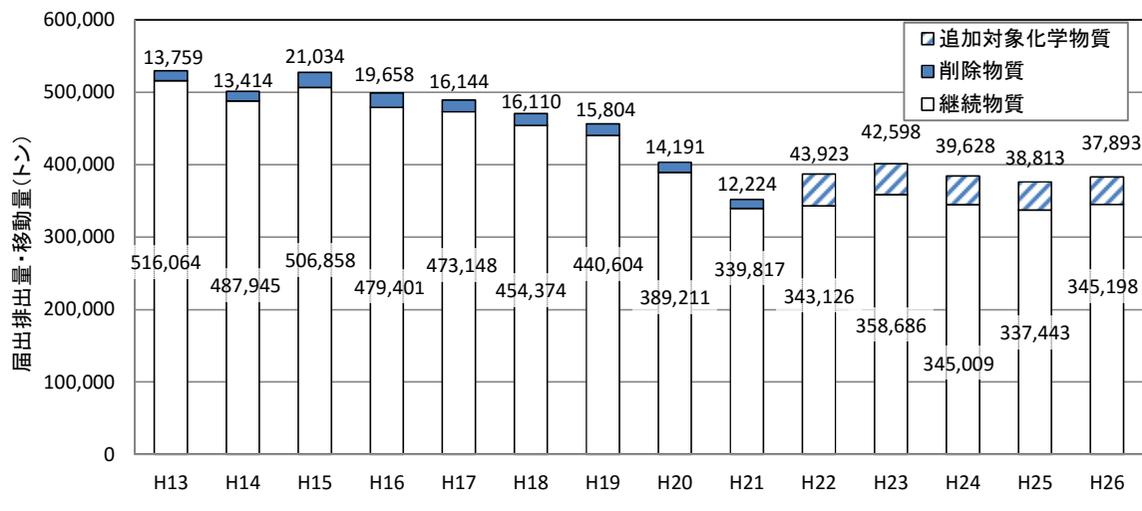
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般財団法人建材試験センター	1010005018597	平成27年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野(建築物外皮による空調負荷低減等技術)実証機関連業務	11	随意契約 (企画競争)	1	-	
2	一般社団法人小水力開発支援協会	6013305001433	平成27年度環境技術実証事業中小水力発電技術分野実証機関連業務	11	随意契約 (企画競争)	1	-	
3	特定非営利法人地中熱利用促進協会	1011305001623	平成27年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム)実証機関連業務	9	随意契約 (企画競争)	1	-	
4	特定非営利活動法人山のECHO	9010405003761	平成27年度環境技術実証事業自然地域トイレし尿処理技術分野実証機関連業務	9	随意契約 (企画競争)	1	-	
5	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	9030005000612	平成27年度環境技術実証事業有機性排水処理技術分野実証機関連業務	7	随意契約 (企画競争)	1	-	
6	日本ミクニヤ株式会社	5020001088425	平成27年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証機関連業務	5	随意契約 (企画競争)	1	-	
7	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	9030005000612	平成27年度環境技術実証事業湖沼等水質浄化技術分野実証機関連業務	5	随意契約 (企画競争)	1	-	
8	一般財団法人建材試験センター	1010005018597	平成27年度環境技術実証事業地球温暖化対策技術分野(照明用エネルギー低減技術)実証機関連業務	4	随意契約 (企画競争)	1	-	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 チェック



背景・目的

- 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づくPRTR制度は、これまでの「規制的手法」に代わる「情報的手法」として、環境汚染の未然防止と事業者の自主的な化学物質管理の促進に効果を上げてきたが、制度の定着に伴い、一層の対策の推進が重要。
- 平成28年度より制度見直しに向けた検討経費を計上しているが、規制改革会議に登録されている規制見直し時期（平成30年度）を踏まえ、検討を加速していく必要がある。
- WSSD2020目標の達成に加え、2020年オリンピック・パラリンピックの開催、2030・2040年代を見据えて必要な対策についても検討を行う。



【届出排出量・移動量の経年変化】

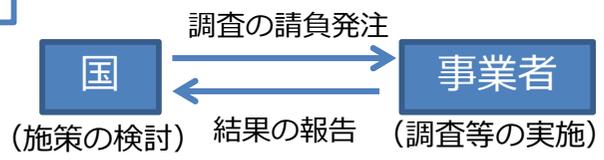
事業概要

化管法の制度見直しに関する検討

- 以下のような具体的な観点に着目し、制度見直しの検討を加速化する。
 - 【PRTR制度】 施行状況(正確性、自主管理の改善)・対象物質・対象事業者要件・届出事項・未届け事業者に対する対応・届出排出量等の把握手法・届出外排出量の推計手法・リスクコミュニケーション・多面的利用
 - 【SDS制度】 履行状況、GHSとの整合
 - ※SDS：安全データシート。事業者間の取引等の際に提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達。
 - GHS：化学品の分類及び表示に関する世界調和システム。
 - なお、SDS制度については経済産業省専管である。
- 検討には、国民・現場行政の期待、諸外国・地方公共団体の動向、事業者にとっての負担と便益等を考慮する。
- 検討結果のアウトプットとして、制度の改良に加え、共有情報の充実(分析法、応急措置等)により環境保全上の支障を未然に防止することも念頭に置く。
- 特に対象物質の見直しについては、候補物質や情報源の拡充の必要性を踏まえた選定の検討を行う。

※化管法の着実な運用に加え、届出事業者による算出方法の改善やPRTR届出の促進に向けた実態調査を行う。

スキーム



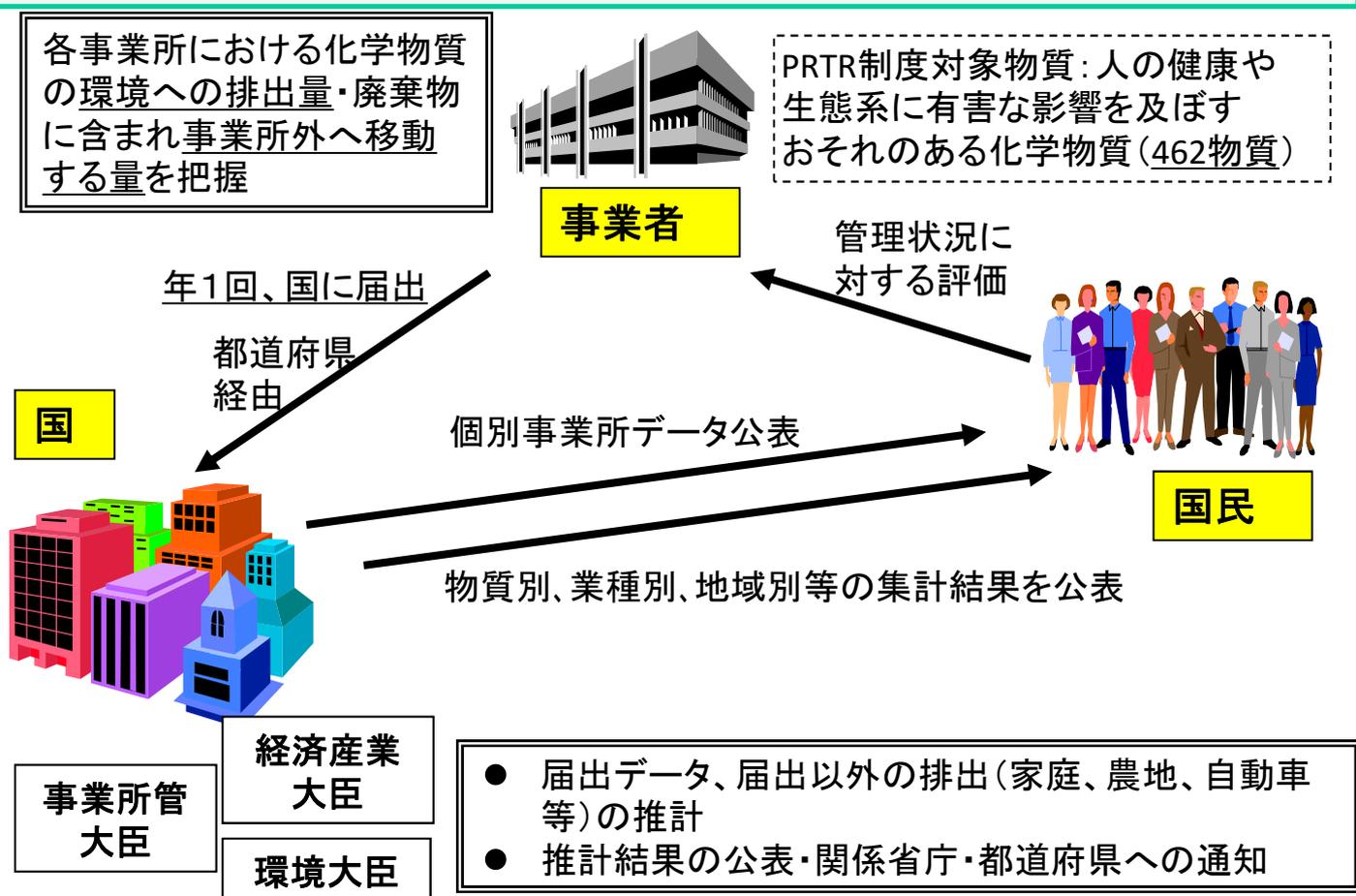
期待される効果

- 平成32年（2020）の施行を見据え、平成30年度までに制度に係る必要な見直しを行い、WSSD 2020年目標の達成に貢献。

PRTR制度

制度の概要

- 化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
- 経緯…平成8年、OECD理事会が、加盟国はPRTRの導入に取り組むよう勧告を出したこと等を契機に平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づき導入
- 目的…事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止



法施行後の見直し(平成19年8月)により、対象物質・業種等を変更

○平成20年11月に化管法施行令を改正

- PRTR対象物質: 354物質から462物質に変更
- PRTR対象業種: 医療業を追加

→平成22年度データの把握・届出から適用(23年度に集計・公表)

○個別の事業所から届け出られたPRTRデータの公表について、従来の開示請求方式に加え、国による公表方式を追加(21年2月から実施)

次回の見直しは平成30年度を予定

平成28年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	PRTR制度運用・データ活用事業			担当部局	環境保健部		作成責任者		
事業開始年度	平成11年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境安全課		課長 立川 裕隆		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、第8条、第9条等			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づき、事業者が人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量及び事業所外への移動量(PRTRデータ)を把握し、その量を国に届けることと、事業者から届け出られる量以外に環境に排出されていると見込まれる排出量を国が推計し、これらを国民に公表することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と、環境保全上の支障の未然防止を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	化管法に基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を適切に運用するため、事業者が同法に基づいてPRTRデータを把握・届出することを支援するマニュアル等や、届け出られたデータの集計・公表を行うシステムの整備・改良等を行う。また、同法の対象となる化学物質の見直しに向けた科学的知見の収集や、同法に基づき国が実施する非点源排出源(家庭、自動車等)からの環境中への排出量の推計・公表、化学物質の排出削減に係る事業者の取組事例の収集・公表などを行う。なお、平成27年度は平成26年度把握分として届出されたデータの集計・公表を行った。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
		補正予算	93	101	122	130	150		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	93	101	122	130	150		
	執行額	80.9	98.6	123.6					
執行率(%)	87%	98%	101%						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 28年度	目標最終年度 -年度	
	PRTR制度の意義のひとつである「国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進」を踏まえ、直近の3年間で最も多かった平成26年度の閲覧数以上のデータの閲覧数を得る。	本事業で整備した「PRTR地図上表示システム」の年度ごと閲覧数(※)H27年度についてはシステム更改のため稼働停止期間(4ヶ月)があったため参考値。	成果実績	ページビュー	25,729	26,111	14,719	-	-
			目標値	ページビュー	28,486	25,729	26,111	26,111	-
			達成度	%	90.3	101.5	56.4	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							☐ チェック		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	化管法に基づき国が実施する非点源排出源からの環境中への排出量の推計について、本事業で推計を行った排出源の数(環境省実施分)	活動実績	件	18	18	18	-		
		当初見込み	件	18	18	19	19		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	国が行う推計の排出源の数ひとつごとに、算出に必要な金額の概算。(環境省実施分)「PRTR届出外排出量推計」の契約金額/排出源数	単位当たりコスト	百万円	1.4	1.4	1.4	1.3		
		計算式	百万円/件	25/18	25/18	26/18	25/19		

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	環境保全調査費	117	189	化管法にもとづくPRTR制度を着実に運用するとともに、化管法については、規制改革会議に登録されている規制見直し時期(平成30年度)を踏まえ、新たな措置を含めた必要な見直しについての検討等が必要であり、そのための所要の費用を増額要求した。
	環境保全調査等委託費	13	13	
計	130	202		

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-										
	施策	6 化学物質対策の推進										
	政策評価	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
			化管法第一種指定化学物質の届出排出量	実績値	トン	160,659	159,021	集計中	-	-		
				目標値	トン	-	-	159,021	-	-		
			定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 28 年度	目標年度 - 年度		
			化学物質アドバイザーの派遣数	実績値	回	28	27	24	-	-		
				目標値	回	25	28	27	24	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	本事業において、化管法に基づき事業者より届け出られるPRTRデータの集計及び公表を行う。また、本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に実施する。											
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-				
		目標値	-	-	-	-	-	-				
		達成度	%	-	-	-	-	-				
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-				
		目標値	-	-	-	-	-	-				
		達成度	%	-	-	-	-	-				
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-												

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	PRTR制度は、国会の審議を経た化管法に基づく制度であり、環境保全上の基礎データ、事業者による自主的な管理の改善の促進支援、国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進等、国民・社会のニーズに対応する、多面的な意義を有している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	化管法に基づき、対象化学物質の排出量及び移動量のデータを把握・集計し、また推計し、広く国民に公表していることから、国が事業を行うことは妥当である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	第4次環境基本計画においては、化学物質分野において「環境への排出状況に係る指標」として「PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量」が定められている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	事業者の選定にあたっては、総合評価落札方式・一般競争入札等を実施しており、競争性を確保している。一者応札となった契約は公告期間の延長を行う予定。また、随意契約となった契約は、PRTRデータの集計及び公表データを作成するための電子計算機の維持管理業務である。当該機器は化管法の告示において独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に設置することが規定されていることから、契約の性質が競争を許さないものであった。	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	効率的な事業の運営に取り組んでおり、妥当。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	化管法の施行のための業務を中心に、本事業の目的に即して真に必要なものに限定されている。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	法施行経費が事業経費の大半を占めているため、法施行への支障がないように留意しつつ、個別契約の内容を吟味し、コスト削減・効率化を計っている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	PRTR制度に基づく集計結果をより分かりやすい形で国民に公表することにより、制度の意義にある「国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進」に繋がる。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	考える調査手法が多様である契約については、総合評価落札方式により、業者からの提案を受け効果的な提案を選択している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに沿った実績になっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	制度については法に基づき着実に実施しているほか、外部有識者の意見を踏まえつつ、実績成果活用が図られている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	化管法の共管省庁である経済産業省と集計・公表を共同で実施しており、PRTR制度・データ集計システムについて応分の費用を負担している。	
	所管府省・部局名	事業番号		事業名
	経済産業省	478		化学物質排出管理促進法の技術的支援(製品評価技術基盤機構運営費交付金の内数)
経済産業省	478	PRTR届出管理システムの改修及び保守(製品評価技術基盤機構運営費交付金の内数)		
点検・改善結果	点検結果	PRTRデータの集計・公表の着実な実施および届出対象物質等のPRTR制度見直しに向けた対応のために、事業の効果的・効率的な執行に努めている。事業者の選定にあたっては、可能な限り競争性を確保し、総合評価落札方式・一般競争入札等を実施するようにしている。		
	改善の方向性	引き続き、事業者の選定にあたっては総合評価落札方式・一般競争入札を実施するとともに、各種の事業の実施にあたっては有識者の知見を聴取し活用するなど、事業の効果的・効率的な執行に努めていく。		

外部有識者の所見

有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状通り

より一層の予算執行効率化の観点から調達手法の改善(一者応札の抑制の取組等)を図るべき。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

一者応札を回避するための方策として、入札条件の緩和や公告期間を延長するなど工夫を図る。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	204	平成23年度	206	平成24年度	215		
平成25年度	256	平成26年度	253	平成27年度	248		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

環境省
123.6百万円

※端数処理の関係により、合計が一致しない。

PRTR制度運用・データ活用事業

【随意契約(その他)・委託】

A. (独)製品評価技術基盤機構
12.6百万円

【総合評価入札・請負】

PRTR届出データ記録・集計用電子計算機の維持管理事業委託

B. (株)環境計画研究所
25.9百万円

PRTR届出外排出量推計等検討

【総合評価入札・請負】
C. みずほ情報総研(株)
24.3百万円

化管法対象物質検討調査

【総合評価入札・請負】

D. (株)エックス都市研究所
11.9百万円

PRTR排出量等算出方法検討調査

【一般競争入札・請負】

E. 富士通エフ・アイ・ピー(株)
19.9百万円

PRTRデータ管理・公表・開示システム等改良

【一般競争入札・請負】

F. 富士通エフ・アイ・ピー(株)
9.9百万円

PRTR集計用プログラム改修

【一般競争入札・請負】

G. 社会システム(株)
2.5百万円

PRTR地図上表示システム用データ更新

【一般競争入札・請負】

H. (株)環境情報コミュニケーションズ
2.5百万円

PRTRデータ管理

【一般競争入札・人材派遣】

I. (株)シグマスタッフ
5.0百万円

化学物質排出把握管理促進法の施行及び
関連調査に関する業務の補助者派遣

【随意契約(少額)・請負】

J. アビームコンサルティング(株)
1.0百万円

PRTR集計用プログラム改修業務に係る
調達仕様書作成支援

【随意契約(少額)・請負】

K. 富士通エフ・アイ・ピー(株)
1.0百万円

PRTR統合サーバのアプリケーションに係る保守・

【随意契約(少額)・請負】

L. (株)伊藤忠テクノソリューションズ
0.9百万円

PRTR関連システムに対する環境省データ
センターにおける運用サービス等の提供業務

【随意契約(少額)・請負】

M. (一財)環境イノベーション情報機
構

PRTR制度普及啓発等のための環境省ホーム
ページ用のコンテンツ作成

【直接経費】

N. 事務費
5.5百万円

冊子印刷、梱包発送、備品購入等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.(独)製品評価技術基盤機構			B.(株)環境計画研究所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
借料及び損料	電算機借料(運用管理費を含む)	10.2	人件費	職員人件費	18.1
一般管理費	一般管理費	1.4	業務費	諸謝金、旅費、アルバイト賃金、新聞図書費、会議費、印刷製本費、その他	2.7
消費税	消費税	0.9	一般管理費	一般管理費	3.1
			消費税	消費税	1.9
※端数処理の関係により、合計が一致しない。			※端数処理の関係により、合計が一致しない。		
計		12.6	計		25.9
C.(株)みずほ情報総研			D.(株)エクス都市研究所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費その他	人件費等	22.2	人件費	職員人件費	9.6
諸謝金	ヒアリング謝礼金	0.2	業務費	諸謝金、旅費、外注費、印刷製本費	1.4
印刷製本費	報告書印刷	0	消費税	消費税	0.9
会議費	会場費等	0.1			
消費税		1.8			
計		24.3	計		11.9
E.(株)富士通エフ・アイ・ピー			F. 富士通エフ・アイ・ピー(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	システム改良	18.4	人件費	システム改修	9.2
消費税		1.5	消費税		0.7
計		19.9	計		9.9
G.社会システム(株)			H.(株)環境情報コミュニケーションズ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	データ収集・整理・点検	1.3	人件費		2
業務費	印刷製品費	0	業務費		0
その他原価	その他原価	0.4	一般管理費		0.3
一般管理費	一般管理費	0.6	消費税		0.2
消費税		0.2			
計		2.5	計		2.5

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(独)製品評価技術基盤機構	9011005001123	PRTR届出データ記録・集計用電子計算機の維持管理事業委託	12.6	随意契約(その他)	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)環境計画研究所	2012401016381	PRTR届出外排出量推計等検討	25.9	総合評価入札	1	100%	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	みずほ情報総研(株)	9010001027685	化管法対象物質検討調査	24.3	総合評価入札	1	97%	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エクス都市研究所	4013301013616	PRTR排出量等算出方法検討調査	11.9	総合評価入札	1	99%	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通エフ・アイ・ピー(株)	6010601024969	PRTRデータ管理・公表・開示システム等改良	19.9	一般競争入札	2	85%	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通エフ・アイ・ピー(株)	6010601024969	PRTR集計用プログラム改修	9.9	一般競争入札	1	99%	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	社会システム(株)	1013201015327	PRTR地図上表示システム用データ更新	2.5	一般競争入札	4	80%	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)環境情報コミュニケーションズ	9010401049957	PRTRデータ管理	2.5	一般競争入札	1	99%	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)</small>	I.(株)シグマスタッフ			N.(株)五月商会		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	業務人件費	4.6	印刷製本費	印刷製本	2.3
	消費税		0.4	消費税		0.2
	計		5	計		2.5

I								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)シグマスタッフ	4010701023352	化学物質排出把握管理促進法の施行及び関連調査に関する業務の補助的派遣	5	一般競争入札	-	-	

J								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	アビームコンサルティング(株)	8010001085296	PRTR集計用プログラム改修業務に係る調達仕様書作成支援	1	随意契約 (少額)	-	-	

K								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通エフ・アイ・ピー(株)	6010601024969	PRTR統合サーバのアプリケーションに係る保守・運用	1	随意契約 (少額)	-	-	

L								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)伊藤忠テクノロジーソリューションズ	2010001010788	PRTR関連システムに対する環境省データセンターにおける運用サービス等提供	0.9	随意契約 (少額)	-	-	

M								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)環境イノベーション情報機構	1010405009691	環境省ホームページ用のコンテンツ作成	0.8	随意契約 (少額)	-	-	

N								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)五月商会	4013301005010	冊子印刷(平成26年度PRTRデータの概要・平成26年度届出外排出量の推計方法等の概要・PRTR制度普及啓発用ポスター・PRTR届出の手引き(平成28年3月))	2.5	随意契約 (その他)	-	-	
2	(株)五月商会	4013301005010	冊子印刷(PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック(平成27年12月版))	1.5	随意契約 (その他)	-	-	
3	(株)五月商会	4013301005010	PRTR制度普及啓発のためのポスター作成に関する業務	0.1	随意契約 (少額)	-	-	
4	カワシン梱包(株)	8011801027529	梱包発送(平成26年度PRTRデータの概要・平成26年度PRTR届出外排出量の推計方法等の概要・H28PRTR届出の手引き・PRTR制度普及啓発用ポスター)	0.9	随意契約 (少額)	-	-	
5	(株)朝日梱包	9010601040880	梱包発送(PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック(平成27年12月版))	0.1	随意契約 (少額)	-	-	
6	(株)朝日梱包	9010601040880	梱包発送(H27PRTR届出の手引き)	0.1	随意契約 (少額)	-	-	
7	グレースシティ(株)	7370001001128	PRTR排出量等算出システムに係るサーバ運用ライセンスデータの購入	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
8	富士通エフ・アイ・ピー(株)	6010601024969	PRTRシステムに係るウィルス対策ソフトの購入	0.1	随意契約 (少額)	-	-	



子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

平成29年度予算合計
4,494百万円
(前年度4,462百万円)

事業目的・概要

- 胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するために、長期的な追跡を行う大規模な疫学調査。
- 2016年のG7 富山環境大臣会合において、長期的かつ大規模な疫学調査は世界に類はなく高く評価され、引き続き実施することとされている。

期待される効果

- 環境中の化学物質等の環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることにより、適切なリスク管理体制を構築し、安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策への貢献に繋げる。



事業内容・体制・予算内訳

企画評価委員会

長期間にわたる事業であることを鑑み、環境省、ユニットセンター、コアセンターに対して外部委員による年次・中間評価を毎年実施して、見直しを行いつつ調査を行っている。

環境省

- 請負
(一般競争入札)

- 企画・評価（ユニットセンターヒアリング等）
- 広報（国内シンポジウム、ホームページ等）
- 国際連携（国際会議参加、国際シンポジウム開催等）

126百万円
(126百万円)

ユニットセンター

- 委託
(公募により全国15大学で実施)

- 参加者のリクルート（募集・登録）
(自治体、医療機関、参加者への説明等)
- フォローアップ（追跡調査）
(質問票回収、参加者とのコミュニケーション等)

2,251百万円
(2,240百万円)

今回のレビュー対象
2,377百万円
(2,366百万円)

コアセンター

- 交付金
(国立環境研究所)

- 研究計画立案・実施
- 化学分析・生体試料保存
- 中心仮説解明のための結果解析等

2,116百万円
(2,095百万円)



子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

今回のレビュー対象
2,378百万円
(2,366百万円)

事業内容

エコチル調査とは、胎児期から小児期にかけての化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するために、長期的な追跡を行う大規模な疫学調査。

10万人の全調査参加者に対して実施

10万組の参加登録
※平成26年3月20日、
10万人(母親)に到達

妊娠初期・中期

- ・インフォームドコンセント
- ・妊婦血液、尿の採取
- ・質問票調査



出産時

- ・母の血液・毛髪、父の血液の採取
- ・出生児の健康状態を確認
- ・ろ紙血（出生児）の採取
- ・臍帯血の採取



1ヶ月時

- ・赤ちゃんの毛髪の採取
- ・母乳の採取



13歳の誕生日まで

- ・質問票調査（半年ごと）
- ・面接調査等



追跡調査は公募により選定した全国のユニットセンター（大学）へ委託し実施。
委託先である大学は、コアセンター（国立環境研究所）と連携しつつ、参加者が13歳に達するまで調査に協力いただけるよう、質問票回収・参加者とのコミュニケーション等のフォローアップを実施。

エコチル調査の対象地域

全国15のユニットセンター



平成28年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)			担当部局庁	環境保健部		作成責任者		
事業開始年度	平成22年度	事業終了 (予定) 年度	平成44年度	担当課室	環境リスク評価室		室長 笠松 淳也		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション、少子化社会対策			主要経費	文教及び科学振興				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国で平成23年からの3年間に約10万組の参加者を募り、平成39年度まで13年間追跡する出生コホート(追跡)調査を実施することにより、小児の発育に影響を与える環境要因を解明することを目的とする。また、得られた知見を基に、リスク管理当局や事業者への情報提供を通じて、自主的取組への反映、化学物質規制の審査基準への反映、環境基準(水質、土壌)への反映等、適切なリスク管理体制の構築につなげることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	環境省、コアセンター(国立環境研究所)、メディカルサポートセンター(国立成育医療研究センター)、ユニットセンター(全国15地域の大学病院等)が連携して事業を行っている。一方、環境省では、広報や国際連携業務を担当している。コアセンターは、調査実施の中心機関として機能し、調査実施計画の策定、試料の保存分析等を行っている。メディカルサポートセンターは、調査における医学的支援を行い、各地のユニットセンターは参加者に対して生体試料の採取、質問票調査などを行っている。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
	予算の状況	当初予算	1,428	2,952	2,574	2,366	2,378		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	2,293	1,296	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	▲ 1,296	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		2,425	4,248	2,574	2,366	2,378		
	執行額		2,320	3,899	2,277	-	-		
執行率 (%)		96%	92%	88%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 39年度
	小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、得られた知見を基にリスク管理当局や事業者への情報提供を通じて適切なリスク管理体制の構築につなげるため、データを蓄積する。	子どもの質問票ののべ回収数	成果実績	枚	100,960	208,379	373,196	-	-
			目標値	枚	99,000	180,000	330,000	810,000	2,160,000
			達成度	%	102	115.8	113.1	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	エコチル調査の参加者数 (フォローアップ期)	活動実績	人	-	98,953	98,159	-		
		当初見込み	人	-	80,000	80,000	80,000		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	「子どもの健康と環境に関する全国調査」の執行額 / エコチル調査参加者数(フォローアップ期)	単位当たりコスト	円	-	39,403	23,197	29,575		
		計算式	百万円/人	-	3,899/98,953	2,277/98,159	2,366/80,000		
平成28年度・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	環境保全研究諸謝金	0.7	0.7	・「新しい日本のための優先課題推進枠」2,377.7 ・エコチル調査参加者に対する謝金支払額の増に伴う委託費の増額					
	環境保全研究職員旅費	1.6	1.6						
	環境保全研究委員等旅費	1	1						
	公害調査費	122.8	122.9						
	公害調査等委託費	2,240.3	2,251.5						
	計	2,366.4	2,377.7						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策										
	施策	6 化学物質対策の推進、9 環境政策の基盤整備									
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度		
			実績値	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
		子どもの健康と環境に関する全国調査の推進	全国10万人データの解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	44年度	平成39年までフォローアップを行い、平成44年までにすべての解析を完了させる。						
	施策の進捗状況(実績)										
	平成23年から平成26年にわたり、10万人のリクルートが終了し、平成27年よりフォローアップ期に入っている。										
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)の実施により、小児の発育に影響を与える環境要因を解明し、次世代育成に係る健やかな環境の実現に寄与する。											
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
			成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
			成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	環境中の化学物質と子どもの健康との関係については、国民の関心が高く、ニーズを反映した事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	子どもの健康に対する化学物質の影響を正しく評価するためには10万人規模の大規模調査が必須で、民間や自治体による実施は不可能である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境等の環境要因が明らかになることで国民の不安の解消に資するため、必要かつ適切な事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本省担当業務である企画評価実施業務は、競争入札により実施機関を選定している。一者応札となった案件については、公告期間の延長等により改善を図る。 また、全国15地域のユニットセンターは、平成21年度に公募により選定、環境大臣名による認定を行い、各調査地域の追跡調査を担当している。毎年度、環境省に設置した外部委員による企画評価委員会において評価され、各々が担当する調査地域において、事業を円滑に進めていることから、随意契約を行っているもの。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業内容は必要十分なものに限り、妥当なコスト水準である。なお、平成28年度の活動見込みの単価は目標値の8万人で除しているが、実際の参加者数は目標値よりも多く維持できると考えられるため、昨年度と比較して上昇はないと考えられ、適正なコストで実施しており妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	再委任等は必要最低限としており、適切な資金の流れとなっている。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	毎年度、環境省職員が各実施機関の実地調査を行い、適正に履行されているかを確認している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	広報誌や記念品などを贈る場合等には、質問票の送付と同封できる形態のものにする等経費削減のための工夫を行っている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	子どもの質問票をより多く回収し、データを蓄積することで、子どもの健康に与える影響の解明に寄与している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	調査実施体制に代替の手段は存在しない。本邦で前例のない大規模かつ長期の調査を実施するため、国内外の先行調査における知見収集、広く学識経験者や一般の意見を募りながら、その手法や体制を検討している。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	リクルート数、質問票回収数、詳細調査リクルート数は概ね見込み通りの人数で推移している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	最終的な調査結果が公表されるのは平成44年度を予定しているが、得られた成果については、環境省主催のシンポジウムや学会等において、随時公表している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本調査は、平成23年1月から参加者募集を開始し、広報・普及啓発等、参加者の募集について取り組みを行った結果、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。今後は、生活習慣等の質問からなる質問票による追跡調査及び追跡調査対象者から5千人を対象とした環境試料・生体試料採取等を行う詳細調査を平成39年度まで実施していくが、調査途中における参加者の減少は、研究結果の信頼性に大きな影響を及ぼすため、しっかりと取り組んでまいりたい。	
	改善の方向性	調査参加者のフォローアップ期となり、質問票により追跡を実施しており参加者の減少については緩やかで、子どもの出生数に対して98%の参加率を維持している。また、質問票の回収率においても送付数に対して80%を維持しており順調であると言える。詳細調査に関しても予定通り進捗しており、引き続き参加者数の維持に努め計画通りに調査を進めてまいりたい。	
外部有識者の所見			
外部有識者点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
事業内容の一部改善の	事業の進捗状況に応じ、必要最低限の予算とすること。より一層の予算執行効率化の観点から調達手法の改善(一者応札の抑制の取組等)を図るべき。		

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善

- ・事業の進捗により発生する謝金の増額を除いた既存経費において経費の削減を図るなど必要最低限の要求とした。
- ・一者応札となった案件については、公告期間の延長等により改善を図る。

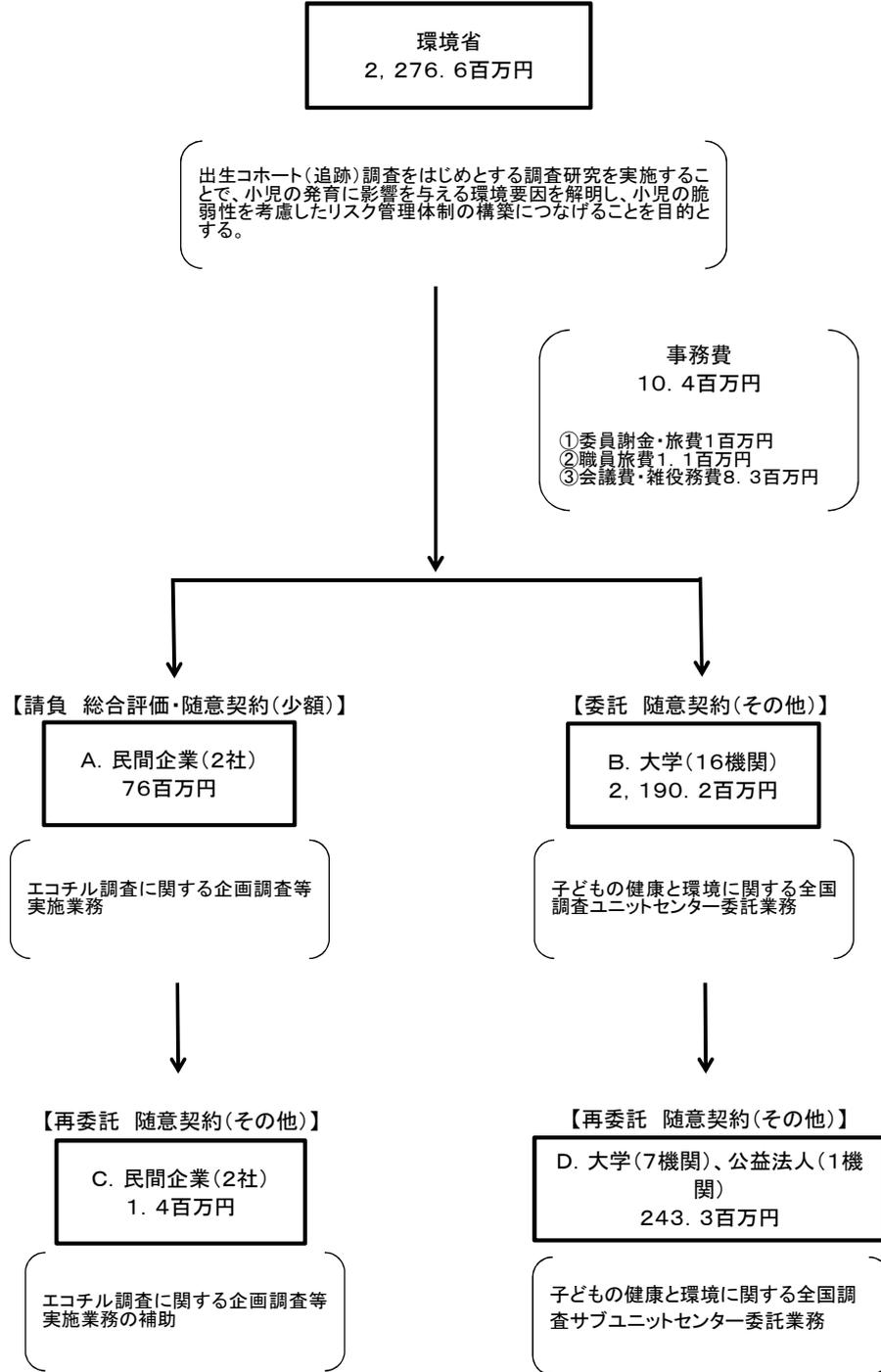
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	210	平成23年度	211	平成24年度	220	
平成25年度	252	平成26年度	250	平成27年度	300	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.日本エヌ・ユー・エス株式会社			B.公立大学法人福島県立医科大学		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	業務費	企画評価、国際連携調査等	37.3	賃金	調査スタッフの賃金	116
	委託費	LARC	4.6	人件費	研究職員・事務職員の給与	33
	その他	消費税	3.4	諸謝金	調査対象者、協力医療機関の謝金	30
				借料及び損料	事務所、会議場等の借り上げ	15
				雑役務費	電子マネー利用料等	14
				通信運搬費	調査票等の郵送、通話料	10
				外注費	広報経費、イベント経費等	8
				その他	事務用品等の購入、光熱水料等	66
計		45.3	計		292	
	C.ユミルリンク株式会社			D.国立大学法人信州大学		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	通信費	メール配信システム利用料	1	人件費	研究職員・事務職員の給与	40
				諸謝金	調査対象者、協力医療機関の謝金	7
				通信運搬費	調査票等の郵送、通話料	3
				消耗品費	事務用品等の購入	1
				印刷製本費	広報資料等の印刷	1
				借料及び損料	事務所等の借り上げ	1
				外注費	協力医療機関への業務委託	1
				その他	調査スタッフの賃金、光熱水料等	14
	計		1	計		68
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						<input type="checkbox"/> チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本エヌ・ユー・エス株式会社	8011101057185	エコチル調査に関する企画調査等実施業務	45.3	総合評価入札	2	97.8%	-
2	日本エヌ・ユー・エス株式会社	8011101057185	大規模出生コーホート調査に関する国際作業グループの作業支援等業務	0.6	随意契約 (少額)	-	-	-
3	一般社団法人環境情報科学センター	9010005016577	エコチル調査における広報に関する企画実施業務	29.2	総合評価入札	1	98.3%	-
4	一般社団法人環境情報科学センター	9010005016577	エコチル調査の福島ユニットセンターにおける地域運営協議会開催支援	0.9	随意契約 (少額)	-	-	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公立大学法人福島県立医科大学	4380005002314	調査対象地域におけるコーホート調査等	292	随意契約 (その他)	-	-	-
2	国立大学法人東北大学	7370005002147	調査対象地域におけるコーホート調査等	222	随意契約 (その他)	-	-	-
3	国立大学法人北海道大学	6430005004014	調査対象地域におけるコーホート調査等	179	随意契約 (その他)	-	-	-
4	国立大学法人山梨大学	9090005001670	調査対象地域におけるコーホート調査等	170	随意契約 (その他)	-	-	-
5	国立大学法人熊本大学	2330005002106	調査対象地域におけるコーホート調査等	166	随意契約 (その他)	-	-	-
6	国立大学法人千葉大学	2040005001905	調査対象地域におけるコーホート調査等	153	随意契約 (その他)	-	-	-
7	国立大学法人高知大学	7490005001707	調査対象地域におけるコーホート調査等	140	随意契約 (その他)	-	-	-
8	公立大学法人名古屋市立大学	8180005006604	調査対象地域におけるコーホート調査等	128	随意契約 (その他)	-	-	-
9	国立大学法人大阪大学	4120905002554	調査対象地域におけるコーホート調査等	124	随意契約 (その他)	-	-	-
10	国立大学法人京都大学	3130005005532	調査対象地域におけるコーホート調査等	101	随意契約 (その他)	-	-	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ユミルリンク株式会社	3011001034545	メールマガジンの登録・配信	1	随意契約 (その他)	-	-	-
2	株式会社ピコトン	6011201011795	子ども向け広報資料のデザイン	0.4	随意契約 (その他)	-	-	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人信州大学	3100005006723	調査対象地域におけるコーホート調査等	68	随意契約 (その他)	-	-	-
2	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立母子保健総合医療センター	6120005010076	調査対象地域におけるコーホート調査等	61	随意契約 (その他)	-	-	-
3	国立大学法人宮崎大学	1350005001593	調査対象地域におけるコーホート調査等	48	随意契約 (その他)	-	-	-
4	国立大学法人琉球大学	6360005001332	調査対象地域におけるコーホート調査等	33	随意契約 (その他)	-	-	-
5	国立大学法人旭川医科大学	2450005001797	調査対象地域におけるコーホート調査等	16	随意契約 (その他)	-	-	-
6	日本赤十字北海道看護大学	3010405001671	調査対象地域におけるコーホート調査等	13	随意契約 (その他)	-	-	-
7	学校法人同志社同志社大学	7130005004258	調査対象地域におけるコーホート調査等	4	随意契約 (その他)	-	-	-
8	北海道公立大学法人札幌医科大学	8430005004986	調査対象地域におけるコーホート調査等	0.3	随意契約 (その他)	-	-	-

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック



温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費

平成29年度予算額	436百万円(470百万円)
(一般分)	26百万円(27百万円)
(特会分)	410 百万円(443百万円)

背景・目的

- 温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）は、気候変動枠組条約に基づき毎年提出が求められている。
- カンクン合意により、「測定、報告、検証（MRV）」を強化する方針となり、その一環として条約事務局に提出する隔年報告書（BR）及び国別報告書（NC）は国際的評価・審査を受け、国内の対策・施策の状況等を説明することが求められている。
- 新たに策定された地球温暖化対策計画に明記された目標達成に向けて、日本国全体で温室効果ガスの削減に取り組むことが不可欠。

事業概要

※当該事業は、一般会計と特別会計の按分

- (1) 温室効果ガス排出・吸収目録関連業務
精度の高い温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、国内施策推進の基礎情報を整備する。
- (2) 隔年報告書・国別報告書の報告・審査及び進捗点検
透明性の高い報告書を作成し、国際的な審査に対応するとともに、報告書に位置づけられた対策・施策の進捗を点検する。

事業目的・概要等

事業スキーム

(1)(2)委託対象：民間団体 実施期間：継続

期待される効果

- 精度の高いインベントリは、国内対策推進の基礎情報となる。
- 隔年報告書・国別報告書に位置づけられた対策・施策の進捗の点検・管理が、目標達成の確実性を高める。

国際的なMRV（測定、報告、検証）の強化

イメージ

隔年報告書

- ◆ 緩和行動の成果
- ◆ 政策・措置
- ◆ 温室効果ガス排出量の将来予測
- ◆ 途上国の支援 など

国別報告書

- ◆ 国家情勢
- ◆ 政策・措置
- ◆ 気候変動の影響
- ◆ 技術開発 など

温室効果ガスインベントリ

- ◆ 算定方法の精緻化 など

- 温室効果ガスの排出量・吸収量の精緻化
- 温室効果ガスの削減姿勢を国内外に示す

隔年報告書・国別報告書の
報告・審査及び進捗点検

報告書に位置づけられた
対策・施策の着実な実施

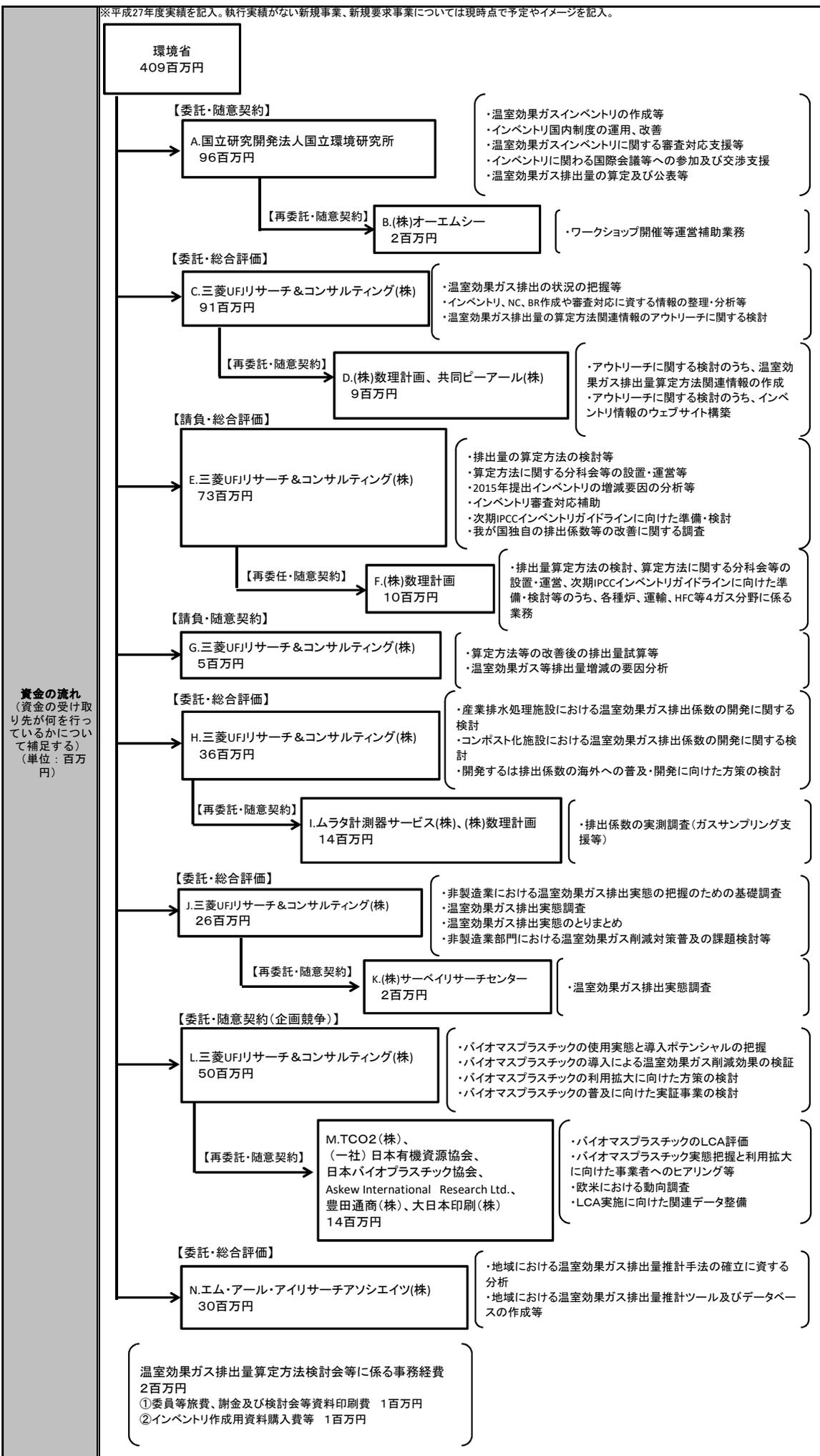
平成28年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費			担当部局庁	地球環境局 総合環境政策局		作成責任者		
事業開始年度	平成16年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課低炭素社会推進室 環境計画課		室長 名倉 良雄 課長 松本 啓朗		
会計区分	一般会計、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	気候変動枠組条約第4条・第12条、京都議定書第7条、 地球温暖化対策の推進に関する法律第7条、 特別会計に関する法律第85条第3項第3号、施行令第50 条第9項第1号			関係する計画、 通知等	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) Decision24/CP.19 Decision2/CMP.8				
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策、その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連気候変動枠組条約の改訂ガイドラインの適用(2015年提出分～)を受け、精度の高い温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)を迅速に作成し、国内対策推進の基礎情報を整備するとともに、京都議定書第一約束期間終了後も温室効果ガス排出削減に取り組む姿勢を示し、国際的なMRV(測定、報告、検証)の強化を牽引する。 ・隔年報告書(BR)及び国別報告書(NC)に位置づけられた対策・施策の進捗を点検し、削減目標達成の確実性を高める。 ・地域における温室効果ガス排出量推計手法の確立により、地域の活動主体による地球温暖化対策の効果把握、効果的な対策・施策立案を推進する。 								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、条約事務局による審査への対応(H10年度～終了(予定)なし) ・温室効果ガス排出量(速報値・確報値)の公表(H16年度～終了(予定)なし) ・隔年報告書及び国別報告書に位置づけられた対策・施策の進捗管理(H25年度～終了(予定)なし) ・地域の温室効果ガスの現況推計や将来推計に資する最新の地方公共団体別排出量データの整理・提供、地方公共団体職員にて活用可能な温室効果ガス排出量推計ツールの開発等(H25年度～終了(予定)なし) 								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
	予算 の 状 況	当初予算	299	467	470	470	436		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		299	467	470	470	436		
	執行額		271	409	409	-			
執行率(%)		91%	88%	87%	-				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	気候変動枠組条約の下での 関連する規定及び我が国 の実態に合った温室効果ガ ス排出量算定方法を検討・ 設定し、当該方法を用いて インベントリを作成した上 で、国連による年次審査に おいて全ての排出源(サブ カテゴリ)に対して潜在的問 題に関する改善勧告を受け ないようとする。	国連による年次審査におい て、潜在的問題が指摘され なかった(改善勧告を受けな かった)サブカテゴリの数 (審査対象インベントリは、前 年度に検討した算定方法に より作成し、提出したもの)	成果実績	サブカテゴリ数	26	27	-	-	-
		目標値	サブカテゴリ数	28	28	-	-	-	
		達成度	%	92	96	-	-	-	
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	気候変動枠組条約の下で 行われる審査において、報 告した情報の完全性及び透 明性に関し、全ての審査項 目(セクション)で完全(透 明)又は概ね完全(透明)と いう審査結果を得る。 【報告及び審査のサイクル】 n年:BR作成・提出 n+1年:n年に提出したBRの 審査 n+2年:BR・NC作成・提出 n+3年:n+2年に提出した BR・NCの審査	国連による審査において、 報告した情報の完全性及び 透明性に関し、完全(透明) 又は概ね完全(透明)と審査 された項目(セクション)の 数(審査対象報告書は前年 度に提出したもの) 【審査頻度】BR:2年に1度、 NC:4年に1度	成果実績	セクション数	12	12	-	-	-
		目標値	セクション数	14	14	-	-	-	
		達成度	%	85	85	-	-	-	
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 30 年度
	平成30年度までに地方公共 団体実行計画(区域施策 編)の策定率を中核市(施行 時特例市)未満を40%とす る。	地方公共団体実行計画(区 域施策編)策定率(策定が 望ましい中核市(施行時特 例市)未満の自治体の策定 率)	成果実績	%	12	15	17	-	-
		目標値	%	20	30	30	-	40	
		達成度	%	60	50	57	-	-	

	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標		目標最終年度		
								-	年度	-	年度	
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	本事業は、地球温暖化対策関係予算において【E.基盤的施策など】に分類されており、我が国の温室効果ガスの排出削減等の効果を持たないものであるため、地球温暖化対策に係る横断的指標は設定できない。	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-	-		
地球温暖化対策	関係	算出方法	-	-								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input type="checkbox"/> チェック				
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	H26年度からの新ガイドラインの適用や、最新の科学的知見に基づく算定方法等の改善等により、精度の高いインベントリを作成し、条約事務局に提出した回数			活動実績	回/年	1	1	1	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	国連による報告書の審査結果を受け、報告内容の改善を測り、より完全性及び透明性の高い隔年報告書及び国別報告書を作成し、条約事務局に提出(BR:2年に1度、NC:4年に1度)した回数(※BRはH25年度が第1回目提出)			活動実績	回/年	1	-	1	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	地方公共団体が排出量推計を行う際に参考となる推計支援ツールや「自治体排出量カルテ」等の関連データ等の公表回数			活動実績	回/年	1	1	1	-			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	執行額(百万円)÷1年間(インベントリや報告書の作成及び審査対応等の業務に要した経費)			単位当たりコスト	百万円/年	271	409	409	470			
				計算式	百万円/年	271/1	409/1	409/1	470/1			
	平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由							
	諸謝金	1	1	平成28年度まで本事業に含まれていた「地域の温室効果ガスインベントリ構築等推進事業」を、総合環境政策局環境計画課の「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」へ統合したことによる減額								
	委員等旅費	1	1									
	環境保全調査費	10	10									
	環境保全調査等委託費	15	14									
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等委託費	443	410									
	計	470	436									
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-										
	施策	1.地球温暖化対策の推進										
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度			
		温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)	実績値	百万トン	1,408	1,364	-	-	-	42	年度	
	目標値	百万トン	-	-	-	-	-	1,079				
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係												
目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上で極めて重要な情報を提供する。												

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	気候変動枠組条約に基づき提出が義務づけられたインベントリは、毎年、温対法に基づき国が公表することとされており、カクコン合意に基づく削減目標の達成状況を確認する指標である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	気候変動枠組条約に基づき、国が条約事務局にインベントリを提出することが義務づけられているため、地方自治体や民間等に委ねることができない事業である。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	当該事業は、目標達成に向けた国内対策のシナリオ等を描く上で、きわめて重要であり、優先度が高い。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	国が整備したインベントリ作成・管理のための国内制度において作業機関と位置づけられている者及び2カ年を前提とした事業(一般競争入札(総合評価落札方式))における2年目の契約については1年目に事業を執行した者を随意契約の相手先として選定している。 また、その他事業について、支出先の選定は、一般競争入札(総合評価落札方式)により最も優秀な提案書等を提出した事業者と契約しており、妥当である。一者応札については、公告期間や競争参加資格に関する措置を行っているところであるが、引き続きその解消に向けて取組を進めていく。		
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		有			
	競争性のない随意契約となったものはないか。		有			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	費用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	検討会の開催回数など、必要な調査に関し内容を限定して効果的に効果的な事業実施の方針を示している。		
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	これまでの成果物を十分に活用し、確実にインベントリ等を作成し、毎年、条約事務局へ提出できている。その結果、成果目標は高い割合を維持している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	これまでの実績等を分析し、効果的な執行に取り組んでいる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は見込みに見合ったものとなっている。		
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業成果物は環境省のHP上でも公表し活用されている。		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	-	-	-			
	-	-	-			
-	-	-				
点検・改善結果	点検結果	2016年に提出したインベントリ以降、引き続き気候変動枠組条約に基づき改訂されたガイドラインに基づく方法により、インベントリの更なる精緻化が求められる。今後も、精度の高いインベントリを作成するとともに、過去の実績等を分析し、既存の知見を活かすことにより、最大限の成果が得られるよう効果的・効率的な執行に努める。				
	改善の方向性	引き続き、競争性のある契約の実施及び1者応札に係る改善の検討を実施するよう努めるとともに、これまでの知見を活かし、効果的・効率的な執行に努める。				
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
通現り状	引き続き毎年度の進捗が確認できる成果目標を検討すること。また、一者応札を改善するに当たってどのような工夫を講じるのか説明すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	平成27年度のインベントリ審査は国連気候変動枠組条約の諸事情により実施されなかったが、28年度以降は、インベントリ審査ガイドラインの規定に基づき、毎年度実施される見込みである。2つ目の成果目標であるBR及びNCの審査は、2カ年にわたっての成果として設定しており、27年度の成果実績としては、28年度の審査結果をもって共通のものとする見込みである。 一者応札については、仕様書の記載方法や情報の公開を工夫することにより、引き続き改善に努めてまいりたい。					
備考						
日本国温室効果ガスインベントリ報告書 http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html 2014年度(H26年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について(報道発表) http://www.env.go.jp/press/102377.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	004	平成23年度	004	平成24年度	004	
平成25年度	002	平成26年度	005	平成27年度	005	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックごと に最大の金額が 支出されている者 について記載す る。費目と使途の 双方で実情が分 かるように記載)	A.国立研究開発法人国立環境研究所			B.(株)オーエムシー		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	温室効果ガスインベントリの作成等	51	人件費	ワークショップ開催等運営補助業務	1
	旅費	研究調査等国内旅費及び外国旅費、 外国人招聘費、委員等旅費	13	その他業務費 等	雑役務費、消費税	1
	印刷製本費	レポート報告書等印刷	3			
	借料及び損料	国際ワークショップ会場等	2			
	賃金	賃金職員雇用	5			
	その他業務費	消耗品費、雑役務費、通信運搬費	2			
	再委託費	B	2			
	その他	一般管理費、消費税	18			
計		96	計		2	
	C.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			D.(株)数理計画		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	インベントリ、NC、BR作成や審査対応に資す る情報の整理、分析等	70	人件費	アウトリーチに関する検討	4
	旅費	研究調査等外国旅費及び国内旅費	11	その他	一般管理費、消費税	1
	その他業務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議 費	1			
	再委託費	D	8			
	その他	一般管理費、消費税、受託者負担額	1			
	計		91	計		5
	E.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			F.(株)数理計画		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	調査費		58	調査費		9
	再委任費	F	10	その他	消費税	1
	その他	消費税	5			
	計		73	計		10
	G.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			H.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	調査費		4	人件費	温室効果ガス排出係数の開発調査	21
	その他	消費税	1	その他業務費	諸謝金、旅費、消耗品費	1
				再委託費	I	13
				その他	一般管理費、消費税、受託者負担	1
	計		5	計		36
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						<input type="checkbox"/> チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立研究開発法人国立環境研究所	6050005005208	温室効果ガス排出・吸収目録の作成等	96	随意契約 (その他)	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)オーエムシー	9011101039249	ワークショップ開催等運営補助業務	2	随意契約 (その他)	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	インベントリ、NC、BR作成や審査対応に資する情報の整理、分析等	91	総合評価入札	1	99%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)数理計画	9010001020285	アウトリーチに関する検討	5	随意契約 (その他)	-	-	
2	共同ピーアール(株)	4010001041427	インベントリ情報のウェブサイト構築	4	随意契約 (その他)	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	算定方法に関する分科会等の設置・運営、算定方法の検討 温室効果ガス排出・吸収量の増減要因分析等	73	総合評価入札	1	99%	-

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)数理計画	9010001020285	算定方法に関する分科会等の設置・運営、算定方法の検討等のうち、各種炉、運輸、HFC等4ガス分野に係る業務	10	随意契約 (その他)	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	算定方法の改善後の排出量試算、温室効果ガス排出量増減の要因分析等	5	随意契約 (その他)	-	-	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	温室効果ガス排出係数の開発調査	36	総合評価入札	1	90%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							☐ チェック	

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	I.ムラタ計測器サービス(株)			J.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	排出係数実測調査	4	人件費	非製造業における温室効果ガス排出実態調査等	27
	消耗品費	試料採取シリコンチューブ代等	2	その他業務費	諸謝金、旅費、消耗品費、借料及び損料、買金	1
	その他業務費	借料及び損料、通信運搬費	2	外注費	K	2
	その他	一般管理費、消費税、受託者負担	1	その他	一般管理費、消費税、受託者負担	▲ 4
	計		9	計		26
	K.(株)サーベイリサーチセンター			L.三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)		
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	人件費	温室効果ガス排出実態調査	1	人件費	バイオマスプラスチックの使用実態と導入ポテンシャルの把握等	42
その他業務費等	印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、一般管理費、消費税	1	その他業務費	諸謝金、消耗品費、会議費	4	
			外注費	M	13	
			その他	一般管理費、消費税、受託者負担	▲ 9	
計		2	計		50	
M. TCO2(株)			N.エム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)			
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)	
人件費	バイオマスプラスチックのLCA評価	4	人件費	地域における温室効果ガス排出量推計手法の確立に資する分析等	21	
その他	一般管理費、消費税、受託者負担	0	その他業務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費	5	
			その他	一般管理費、消費税	4	
計		4	計		30	

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ムラタ計測器サービス(株)	2020001008096	排出係数調査器具製作、排出係数実測調査補助	9	随意契約(その他)	-	-	
2	(株)数理計画	9010001020285	排出係数実測調査補助	5	随意契約(その他)	-	-	

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	非製造業における温室効果ガス排出実態調査等	26	総合評価入札	1	88%	

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)サーベイリサーチセンター	6011501006529	温室効果ガス排出実態調査	2	随意契約(その他)	-	-	

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	バイオマスプラスチックの使用実態と導入ポテンシャルの把握等	50	随意契約(企画競争)	2	-	

M

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	TCO2(株)	5010001143081	バイオマスプラスチックのLCA評価	4	随意契約(その他)	-	-	
2	(一社)日本有機資源協会	8010005018822	バイオマスプラスチック実態把握と利用拡大に向けた事業者へのヒアリング等(製品製造事業者等)	4	随意契約(その他)	-	-	
3	日本バイオプラスチック協会	6700150003791	バイオマスプラスチック実態把握と利用拡大に向けた事業者へのヒアリング等(樹脂メーカー等)	3	随意契約(その他)	-	-	
4	Askew International Research Ltd.		欧米における動向調査	2	随意契約(その他)	-	-	
5	豊田通商(株)	6180001031731	LCA実施に向けた関連データ整備(バイオPE等)	0.5	随意契約(その他)	-	-	
6	大日本印刷(株)	5011101012069	LCA実施に向けた関連データ整備(バイオPET)	0.5	随意契約(その他)	-	-	

N

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ(株)	7010001012532	地域における温室効果ガス排出量推計手法の確立等	30	総合評価入札	1	96%	

背景・意義

問題

- 中国のPM2.5問題※等、急速な成長を続けるアジア地域の環境汚染と、我が国への越境大気汚染が顕在化
 - ※安倍総理から石原環境大臣に対し、二国間・多国間の協議を通じて、アジアの大気汚染問題の解決に取り組むよう指示(H25.3)
- 世界共通の温室効果ガス削減目標に向け取組が急務（パリ協定等）

解決策

環境汚染対策

同時に達成＝コベネフィット・アプローチ※
温室効果ガス削減対策

※IPCC第4次報告書、地球温暖化対策計画（H28.5）でも位置づけ

期待される効果

- 途上国の環境汚染の改善、我が国への越境汚染の緩和
- 途上国の温暖化対策に貢献
- 我が国の環境技術の海外展開の促進

事業の概要

二国間協力

実証事業

- 我が国のコベネ技術を導入し実証試験を実施〔太陽熱利用空調・水産加工業排水処理（インドネシア）、石炭焚き暖房ボイラ（モンゴル）〕
- 我が国のコベネ技術の導入可能性調査を実施。〔石炭火力発電（ベトナム）、パーム油産業（インドネシア）、セメント工場（中国）等〕

人材育成支援

- 運転管理研修等により現地技術者等の能力構築を実施

制度構築支援

- 我が国の知見に基づく法規制等の構築、公害防止マニュアル・温室効果ガス削減技術ガイドラインの作成等を支援（ベトナム）

国際機関連携

国連環境計画(UNEP)

- アジアの大気環境に関する科学的知見のレビュー、コベネ型の政策提言の策定、合同フォーラムの開催等を通じた国家の計画立案・履行の支援等

クリーン・エア・アジア(CAA、中印等に拠点を有する国際NPO)

- アジアの都市大気環境に関する政策立案のための指針の策定、研修等を通じた地方政府の計画立案・履行の支援、日本企業の環境技術の紹介等

都市間連携

- 中国の都市を対象に、我が国の自治体や企業の経験・技術を生かした都市間連携協力（実証事業、共同研究、研修等）を実施

- 例：福岡県と江蘇省の連携により、紡織染色3工場に日本のコベネ技術（天然ガス直燃式の高効率テンター※及び排ガス（VOC等）処理設備）の導入が決定（2018年稼働予定）、今後優良モデル事例として水平展開

※染色工程における布の乾燥・平滑化及び巾出しを行う設備



平成25年3月 地球温暖化対策推進本部（アジアの大気汚染問題への対応に関する総理指示）



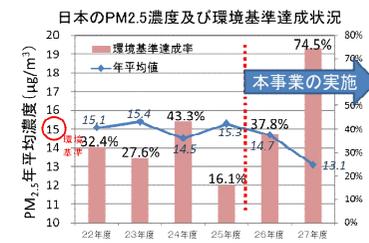
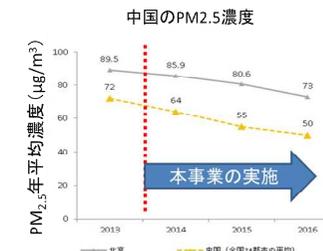
排水処理技術の改善（インドネシア）



ボイラ改善の効果確認（モンゴル）



CAAによる政策導入研修



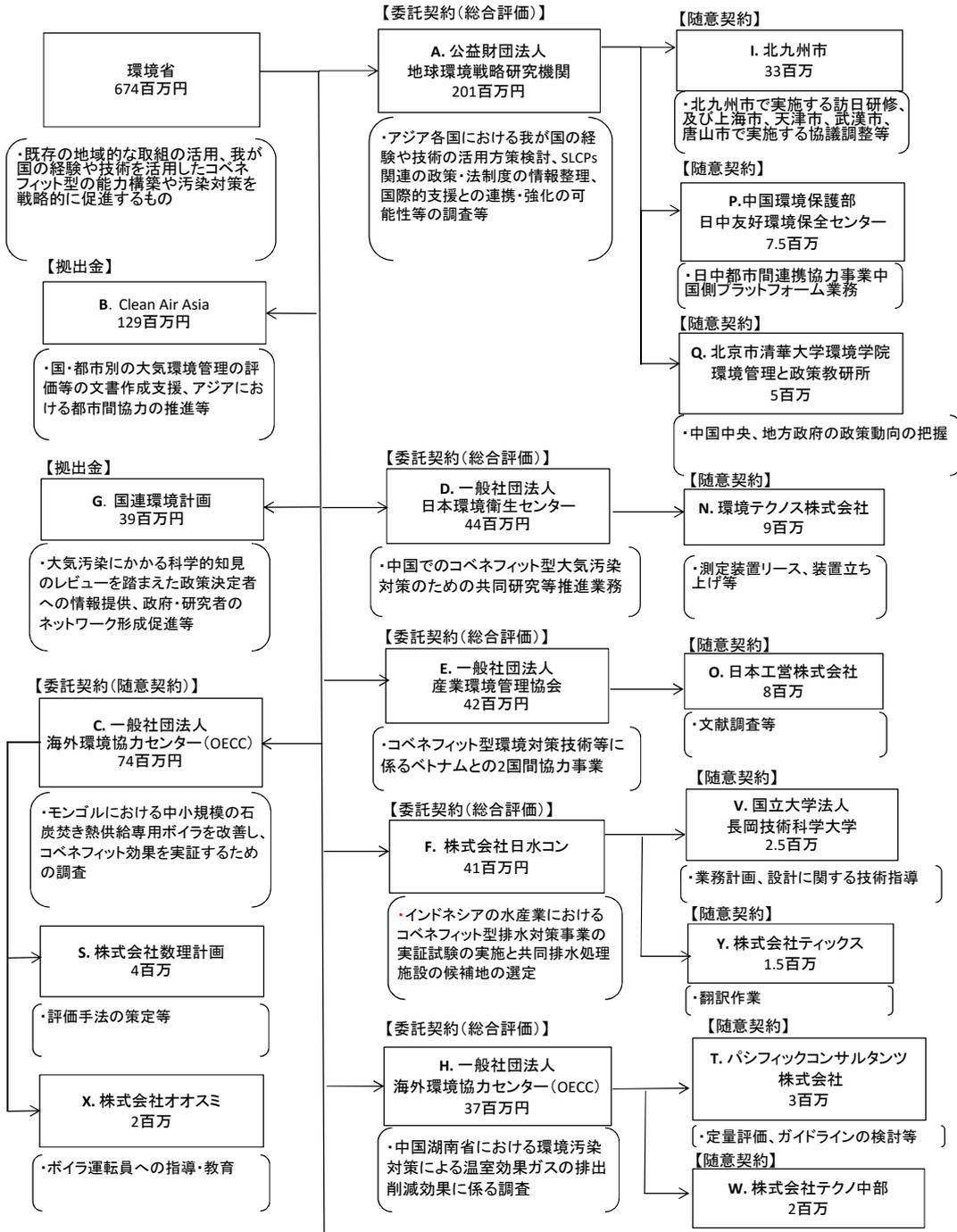
平成28年度行政事業レビューシート (環境省)									
事業名	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業			担当部局庁	水・大気環境局			作成責任者	
事業開始年度	平成20年度	事業終了(予定)年度	平成30年度	担当課室	総務課水・大気環境国際協力推進室 大気環境課 環境管理技術室 水環境課			水・大気環境国際協力推進室長 吉川和身 大気環境課長 瀧口博明 環境管理技術室長 田路龍吾 水環境課 渡辺康正	
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定								
根拠法令(具体的な条項も記載)	特別会計法第85条第3項第1号ホおよび第2号 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号及び第11号			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	途上国の経済成長と環境保全を両立させるため、環境汚染対策と地球規模での対策が必要な温室効果ガスの排出削減を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチの推進を通じて、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善を図るとともに、エネルギー起源CO2の削減により気候変動緩和に貢献する。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策を推進することを目的として、以下の事業を実施する。 【1. 二国間協力】①実証試験:我が国のコベネフィット型技術を導入した実証試験等を実施し、当該技術の普及を図る。②人材育成支援:運転管理研修等により現地技術者等の能力構築を実施。③制度構築支援:相手国政府を対象に、我が国の知見に基づく法規制等の構築、マニュアル・ガイドラインの作成等を支援。 【2. 国際機関との連携】①国連環境計画(UNEP):アジアの大気汚染に関する科学的知見のレビュー、アジア地域に対する政策提言の策定、各国の国家計画策定に係る能力構築プログラム等を実施する。②クリーン・エア・アジア(CAA、中印等に拠点を有する国際NPO):各国の地方政府等を対象とした能力構築プログラムを実施し、大気汚染対策の計画立案・実施を支援。また、現地研修等を介し日本企業の技術を相手国の市場に紹介。 【3. 都市間連携】東アジアの越境大気汚染の主因である中国の都市を対象に、我が国の自治体や企業の経験・技術を生かした都市間連携協力(技術実証事業、能力構築支援等)を実施。								
実施方法	委託・請負、その他								
予算額・執行額(単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度決定		
	予算 の 状 況	当初予算	215	630	750	765	715		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		215	630	750	765	715		
執行額		212	589	672					
執行率(%)		99%	93%	90%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 30 年度
	アジア地域の環境汚染緩和とともに、エネルギー起源CO2の削減によって気候変動緩和に貢献する。	実証事業によるCO2削減量	成果実績	t-CO2	-	276	210	-	-
			目標値	t-CO2	-	600	600	-	600
			達成度	%	-	46	35	-	-
定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
アジア地域の環境汚染緩和とともに、エネルギー起源CO2の削減によって気候変動緩和に貢献する。	実証事業により削減された大気汚染物質(SO2)	成果実績	Kg	-	665	585	-	-	
		目標値	Kg	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
アジア地域の環境汚染緩和とともに、エネルギー起源CO2の削減によって気候変動緩和に貢献する。	実証事業により削減された大気汚染物質(NOx)	成果実績	Kg	-	415	898	-	-	
		目標値	Kg	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 30 年度
	1t-CO2当たりの削減コストを平成30年度までに10%低減させる。	1t-CO2当たりの削減コスト	成果実績	円/t-CO2	-	265,069	212,612	-	-
			目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
地球温暖化対策	関係	算出方法	本事業の実証事業によってコベネフィット型対策の一定の需要を生み出すことで、当該技術を用いたコベネ型事業5件程度の波及効果 平成28年度予算額/削減効果(波及効果含む)						
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							☐ チェック		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込						
	我が国の環境技術を活用したコベネフィット技術の導入実証・モデル事業の実施数、及び大気汚染に関する既存の地域的取組活用の事業数								活動実績 事業数	4	7	9	-	
				当初見込み	3	5	5	11						
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込						
	関連業務執行額／事業数								百万円	42.5	60	56	53	
				計算式	170÷4	420÷7	505÷9	582÷11						
平成28・29年度予算内訳 (単位：百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由										
	二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費	583	533	事業の効率化による減額。										
	国際エネルギー機関等拠出金	182	182											
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	0	14											
	計	765	729											
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-												
	施策	1. 地球温暖化対策の推進												
	政策評価 測定指標	定量的指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度				
		JCMパートナー国数							-	8	2	6	-	-
									-	-	-	-	16	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係													
	排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、JCMを含む途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。													
	改革項目	分野:	-											
	KPI (第一階層)	KPI (第一階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度				
		-				-			-	-	-	-		
成果実績						-			-	-	-			
目標値						-			-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-	-							
KPI (第二階層)	KPI (第二階層)			単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度					
	-				-			-	-	-	-			
					成果実績			-	-	-	-			
					目標値			-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-	-							
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
-														

事業所管部局による点検・改善						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性		事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	社会的ニーズである気候変動対策として、CO2排出削減に向けて実施していく事業である。		
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	気候変動対策を進めるには途上国政府との協力が不可欠であることから、国が実施すべき事業である。		
		政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	我が国の温室効果ガス排出削減目標を達成するための事業として優先度が高い。		
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	委託事業者の選定にあたっては、価格と事業内容により受託事業者を選定する総合評価落札方式により選定している。		
		一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	一般競争において、前年度一者応札だったため、公告期間を延長する等改善を図り適正な競争に努めたものの発生した。		
		競争性のない随意契約となったものはないか。	有	3カ年の一貫した計画で実施する事業について、複数年度を前提とした総合評価方式により選定しており、随意契約としている。		
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○	国連機関である国連環境計画等による公益性のある活動に対する拠出である。		
		単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	調査段階、実証段階などの進捗等により変動はあるが、過去の事例等を踏まえ妥当である。		
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-		
		費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	目的を踏まえた事業計画とし、それらを反映した活動実施に努めている。		
		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	市場価格や民間でのコスト等の調査を行った上で予定価格を策定し、調達価格の適正化に向けた工夫をしている。			
事業の有効性		成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	稼働中の施設から得られた実証データを分析することにより、コベネフィット効果の検証を実施中。		
		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業者から事業実施内容を提案させ、その内容に対して審査会を開催し、より効果的な方法を選択している。		
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みを上回る活動実績数であった。		
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	実証試験で導入した設備は十分なコベネフィット効果が確認された。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	-	-	-			
	-	-	-			
	-	-	-			
点検・改善結果	点検結果	委託事業は、事業内容や実施スケジュールについて相手国と十分調整し、方針変更に伴う事業スケジュールの後ろ倒しに起因する減額契約変更等がないようにした。				
	改善の方向性	計画通り事業を実施できるよう、引き続き十分な調整に務める。				
外部有識者の所見						
外部有識者点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の一部改善	より一層の予算執行効率化の観点から調達手法の改善(一者応札の抑制の取組等)を図るべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	公告期間の延長等により、調達手法を改善し予算執行効率化を図る。					
備考						
-						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	344	平成23年度	313	平成24年度	313	/
平成25年度	64	平成26年度	69	平成27年度	80	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



【委託契約(総合評価)】

J. パシフィックコンサルタンツ
株式会社
25百万

・コベネフィット型環境対策技術等に係るミャンマーとの2国間協力事業

・日中共同出版物資料作成等

【随意契約】

R. 株式会社政策基礎研究所
5百万

・通訳・翻訳等

【委託契約(総合評価)】

K. 株式会社エックス都市研究所
16百万円

・コベネフィット型環境汚染対策推進戦略の検討、情報発信支援等

【随意契約】

Z. スモールウェブ
1百万

・ウェブサイト作成、更新作業

【委託契約(総合評価)】

L. パシフィックコンサルタンツ
株式会社
16百万円

・インドネシアのパーム油産業におけるコベネフィット型環境汚染対策に係る調査

【随意契約】

U. PT SUCOFINDO
2.7百万

・現地セミナーロジ、調査支援

【委託契約(総合評価)】

M. 株式会社
ティ・ビー・ブレインセンター
10百万円

・インドネシアにおけるコベネフィット型太陽熱利用空調システムの普及可能性に係る調査

A.公益財団法人 地球環境戦略研究機関			B.Clean Air Asia		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	業務計画検討、作成、調査等	46	拠出金	Clean Air Asiaに対する拠出金	129
旅費	研究調査、招へい旅費等	28			
賃金	支援スタッフ等	16			
雑役務費	通訳、翻訳等	29			
外注費	日中友好環境保全センター、清華大学環境学院環境管理と政策教研所、北九州市	45.5			
その他	諸謝金、会議費、借料・損料、通信費等	36.5			
計		201	計		129
C.一般社団法人海外環境協力センター(OECC)			D.一般社団法人 日本環境衛生センター		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	業務計画検討・作成、調査等	32	人件費	業務計画検討、作成、調査等	10
旅費	国内旅費、国外旅費	10	旅費	国内旅費、国外旅費	9
雑役務費	翻訳・通訳等	6	雑役務費	通訳、翻訳等	5
外注費	数値計画、オオスミ	5	外注費	環境テクノス株式会社	9
その他	現地調査用車両、印刷製本費、消費税等	21	その他	賃金、借料・損料、諸謝金等	11
計		74	計		44
E.一般社団法人 産業環境管理協会			F.株式会社日水コン		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
人件費	業務計画検討、作成、調査等	30	人件費	業務計画検討、現地調査、分析	23
旅費	国内旅費、国外旅費	2	旅費	国内旅費、国外旅費	6
雑役務費	通訳、翻訳等	2	外注費	長岡技術科学大学、ティックス	4
外注費	日本工営株式会社	8	賃金	現地通訳(国内、国外)	1
			その他	会議、諸謝金、印刷製本等	7
計		42	計		41
G.国連環境計画			H.一般社団法人 海外環境協力センター(OECC)		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
拠出金	国連環境計画に対する拠出金	39	人件費	業務計画検討・作成、調査、分析等	24
			旅費	国内旅費、国外旅費	2
			雑役務費	翻訳・通訳等	2
			外注費	パンフィックコンサルタンツ、テクノ中部	5
			その他	共同研究費、消費税等	4
計		39	計		37

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人 地球環境戦略研究機関	8021005009182	アジア各国における我が国の経験や技術の活用方策検討、SLCPs関連の政策・法制度の情報整理、国際的支援との連携・強化の可能性等の調査等	201	総合評価入札	1	94.2%	-

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	Clean Air Asia	-	国・都市別の大気環境管理の評価等の文書作成支援、アジアにおける都市間協力の推進等	129	-	-	-	-

C.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人 海外環境協力センター	8010405010569	モンゴルにおける中小規模の石炭焚き熱供給専用ボイラを改善し、コベネフィット効果を実証するための調査	74	随意契約 (公募)	1	99.4%	-

D.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人 日本環境衛生センター	2020005010230	中国でのコベネフィット型大気汚染対策のための共同研究等推進業務	44	総合評価入札	1	82.3%	-

E.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人 産業環境管理協会	0701005008147	コベネフィット型環境対策技術等に係るベトナムとの2国間協力事業	42	総合評価入札	2	83.9%	-

F.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日水コン	3011101015783	インドネシアの水産業におけるコベネフィット型排水対策事業の実証試験の実施と共同排水処理施設の候補地の選定	41	総合評価入札	1	97.4%	-

G.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国連環境計画	3010805001833	大気汚染にかかる科学的知見のレビューを踏まえた政策決定者への情報提供、政府・研究者のネットワーク形成促進等	39	-	-	-	-

H.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	一般社団法人 海外環境協力センター	8010405010569	中国湖南省における環境汚染対策による温室効果ガスの排出削減効果に係る調査	37	総合評価入札	1	91.8%	-

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

I.北九州市			J.パシフィックコンサルタンツ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	専門家派遣、訪日研修(上海、武漢等)	31.4	人件費	業務計画検討、作成、調査等	14
賃金	臨時職員雇用	1.6	旅費	国内旅費、国外旅費	5
			外注費	政策基礎研究所	5
			その他	諸謝金、会議費、借料・損料、印刷製本費等	1
計		33	計		25
K.株式会社エクス都市研究所			L.パシフィックコンサルタンツ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	業務計画検討、検討会開催、情報発信等	13	人件費	業務計画検討、現地調査、LCAツール改良検討	10
雑役務費	スモールウェブ	1	旅費	国内旅費、国外旅費	2
その他	旅費、諸謝金、印刷製本、会議	2	外注費	ST.SUCOFINDO	3
			その他	印刷製本、会議、消耗品等	1
計		16	計		16
M.株式会社ティ・ビー・ブレインセンター			N.環境テクノス株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	業務計画検討、現地調査	3	人件費	訪日研修、装置立ち上げ	2
旅費	国内旅費、国外旅費	1	借料・損料	測定装置リース	2
雑役務費	調査、分析、翻訳	4	旅費	訪日研修	1
その他	印刷製本、会議、賃金等	2	その他	翻訳・通訳	4
計		10	計		9
O.日本工営株式会社			P.中国環境保護部日中友好環境保全センター		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	文献調査費	8	人件費	日中都市間連携事業中国側プラットフォーム業務	7.5
計		8	計		7.5

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

Q.北京市清華大学環境学院環境管理と政策教研所			R.株式会社政策基礎研究所		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	中央及び地方政府の政策動向の把握	5	人件費	通訳、翻訳	5
計		5	計		5
S.株式会社数理計画			T.パシフィックコンサルタンツ株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	評価手法の策定等	2	人件費	定量評価、ガイドラインの検討等	2.8
旅費	国内旅費、国外旅費	1	旅費	国内旅費、国外旅費	0.2
その他	消費税等	1			
計		4	計		3
U.PT. SUCOFINDO			V.国立大学法人長岡技術科学大学		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	現地でのセミナーロジ支援、調査支援	2.7	人件費	業務計画、設計に関する技術指導	2.5
計		2.7	計		2.5
W.株式会社テクノ中部			X.株式会社オオスミ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	国内旅費、国外旅費	0.7	人件費	ボイラ運転員への指導・教育	1
人件費	日共同出版物資料作成等	0.4	旅費	国内旅費、国外旅費	1
その他	印刷費、消費税等	0.9			
計		2	計		2

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	Y.株式会社ティックス			Z.スモールウェブ		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	翻訳作業	1.5	人件費	ウェブサイト作成、更新作業等	1
	計		1.5	計		1
計		0	計		0	

I								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北九州市	8000020401005	北九州市で実施する訪日研修、及び上海市、天津市、武漢市、唐山市で実施する協議調整等	33	随意契約 (その他)	-	-	

J								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	パシフィックコンサルタンツ株式会社	8013401001509	コベネフィット型環境対策技術等に係るミャンマーとの2国間協力事業	25	総合評価入札	3	62.7%	-

K								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社エクス都市研究所	4013301013616	コベネフィット型環境汚染対策推進戦略の検討、情報発信支援等	16	総合評価入札	1	92.1%	-

L								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	パシフィックコンサルタンツ株式会社	8013401001509	インドネシアのパーム油産業におけるコベネフィット型環境汚染対策に係る調査	16	総合評価入札	1	80.9%	-

M								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ティ・ビー・ブレインセンター	7010001143732	インドネシアにおけるコベネフィット型太陽熱利用空調システムの普及可能性に係る調査	10	総合評価入札	1	96%	-

N								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	環境テクノス株式会社	1130001025544	測定装置リース、装置立ち上げ等	9	随意契約 (その他)	-	-	

O								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本工営株式会社	2010001016851	文献調査等	8	随意契約 (その他)	-	-	

P								
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	中国環境保護部日中友好環境保全センター	-	日中都市間連携協力事業 中国側プラットフォーム業務	7.5	随意契約 (その他)	-	-	

Q

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北京市清華大学環境学院環境管理と政策教研所	-	中国中央、地方政府の政策動向の把握	5	随意契約 (その他)	-	-	

R

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社政策基礎研究所	7010001134351	通訳・翻訳等	5	随意契約 (その他)	-	-	

S

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社数理計画	9010001020285	評価手法の策定等	4	随意契約 (その他)	-	-	

T

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	パンフィックコンサルタンツ株式会社	8013401001509	定量評価、ガイドラインの検討等	3	随意契約 (その他)	-	-	

U

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	PT SUCOFINDO	-	現地セミナーロジ、調査支援	2.7	随意契約 (その他)	-	-	

V

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	国立大学法人長岡技術科学大学	7110005012080	業務計画、設計に関する技術指導	2.5	随意契約 (その他)	-	-	

W

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社テクノ中部	4180001006883	日中共同出版物資料作成等	2	随意契約 (その他)	-	-	

X

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社オオスミ	9020001001243	ボイラ運転員への指導・教育	2	随意契約 (その他)	-	-	

Y

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ティックス	5011101052882	翻訳作業	1.5	随意契約 (その他)	-	-	

Z

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	スモールウェブ	-	ウェブサイト作成、更新作業	1	随意契約 (その他)	-	-	

平成29年度 環境省行政事業レビュー
公開プロセス対象事業 選定シート

委員氏名

事業番号	事業名	選定 ※3事業を選定 (○印)	備考
173	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置 推進費補助金		
278	環境技術実証事業		
233	PRTR制度(化学物質排出移動量届 出制度)運用・データ活用事業		
280	子どもの健康と環境に関する全国調 査(エコチル調査)		
003	温室効果ガス排出・吸収量管理体制 整備費		
077	アジア地域におけるコベネフィット型環 境汚染対策推進事業		

行政事業レビュー実施要領 抜粋

(公開プロセス対象事業の選定の考え方)

選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業

【行政事業レビュー実施要領3 (1) ①】

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領3 (1) ②】

3. 原則、事業単位で1億円以上とする。

【行政事業レビュー実施要領3 (1) ③】

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表	5
2 外部有識者による点検	8
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の最終公表等	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長のない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者としてすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定等
- ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

- コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表
- シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

(2) 行動計画の策定

- ① 各府省は、毎年度、4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である(1)の②のアからシまでについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

(3) 政策評価との連携

政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

各府省は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則に則りレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

(2) レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省の全事業を対象に予算の計上府省において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがってレビューシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省を変更する予定の事業については、変更前の府省及び変更後の府省それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

(3) レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施との具体的な関連性（実施から成果の発現に至る過程）、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ③ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ④ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑤ 活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下の考え方に基づき記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策及び測定指標と当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該事業に関連する測定指標の達成状況を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定。）における改革項目及びKPIと、当該改革項目等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その事業名、所管府省、所管部局名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に

対する説明責任を果たしていくものとする。

- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。
- ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。
 - イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。
 - ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。
- ⑨ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

（5）中間公表

レビューシートについては、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

- ・ 公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ・ その他の事業に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性

に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

2 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の選任

① 各府省は、外部有識者を複数名選任し、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、効果的・効率的な点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に係る審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省が選任する外部有識者が②及び③に照らして不相当であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省は、選任した外部有識者のリストを各府省のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)の①に掲げる外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。ま

た、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設ける。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

③ 各府省は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催に努めるものとする。

（3）対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・前年度の補正予算に計上された事業
- ・1（3）⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業

- ・事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業

を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

(4) 所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

(7) 外部有識者による講評

各府省は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に参加できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長に対して講評することができる。

3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

① チームは、2の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業

など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合は、この限りではない。
 - ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
 - ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
 - ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
 - ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業の追加を求めることができる。
- (2) 外部有識者の選定方法
- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
 - ② 各府省においては、2の(1)で選任した外部有識者が公開プロセスに参加するこ

とを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は事後に公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合
 - ・事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業

- となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
- ・事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合
 - ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシート of 所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシート of 所定の欄に記入するものとする。この場合、3の(4)の⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業

内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の最終公表等

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、事務局が別途示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後 2 週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2(1)～(4)により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む。)
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む。)
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・ 独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省

基金シートの作成・公表の担当府省は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した基金シートについて、7月末を目途に中間公表を行い、チーム及び事務局による点検を経た上で、9月末を目途に最終公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの最終公表と併せて公表する。

② 公表単位

- ・ 基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・ 公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（平成28年11月28日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

①基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生しうる損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

- ・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省

執行状況表の作成・公表の担当府省は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省

国から出資を受けた法人等を所管する府省が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

「行政改革推進会議による検証の強化について」（平成27年3月31日行政改革推進会議決定）に基づき、レビューシートの最終公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。

各府省は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省の事務的経費（「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない。）。

注）これらの経費について、各府省の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備 考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る 人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは 対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

事務連絡
平成29年4月24日

各府省 行政事業レビュー担当官 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局

行政事業レビュー公開プロセス実施上の留意点について

平素より行政改革推進本部及び行政改革推進会議の運営に御協力いただき、感謝申し上げます。

公開プロセス等の実施については、実施要領第2部3(3)に基づき、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関する留意点について、下記のとおりまとめましたので、これに従い準備等を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、追加すべき留意点があれば、随時御連絡いたします。

記

1 公開プロセス前の準備

(1) 事前勉強会

- ① 行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）は、個別事業の説明前に、公開プロセス対象事業の選定経緯及び選定理由を説明すること。
- ② 公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行い、一定の結論を出していくためには、事前に論点を限定（最大3つ程度）し、明確化するとともに、その論点が外部有識者間で十分に共有されている必要がある。そこで、事前勉強会において、対象事業に係る論点の案を外部有識者に提示し、必要に応じて、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正し確定させること。確定させた論点については、公開プロセス前日までに、外部有識者に送付するとともに、ホームページに公表すること。また、公開プロセスの場で配布すること。
- ③ 外部有識者に対し、想定する論点を念頭に置きながら事業の実態及び問題点等の情報を十分に提供すること。特に、公開プロセス対象事業が属する政策・施策全体の中で当該事業がどのような位置づけにあるのか、経済・財政一体改革における改革項目及びKPIとどのような関係にあるのかなどが外部有識者にも分かるよう、政策評価書等も活用して説明すること。
- ④ 公開プロセスにおける各選択肢の意義を外部有識者と十分に共有するため、実施要領第2部3(4)⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」等の選択肢について、その意義及び以下の点を十分に説明すること。
 - ・ 事業が「廃止」と判定されることで、当該事業の上位の政策・施策の目的の妥当性や意義・必要性まで否定されるものでは必ずしもないこと。
 - ・ このため、取りまとめコメントを的確に反映した上で、政策・施策の目的に

照らし、真に有効かつ効率的な事業を別途新規に立ち上げることを妨げるものではないこと。

(2) 外部有識者への対応

- ① 公開プロセスの実施に当たっては、公正性の確保が重要であることから、各府省においては、関係法人・業者等利害関係者からの内々の働きかけを防止するため、当事務局選定外部有識者を含む全ての外部有識者に対し、万一、事案が発生した場合には、チームに速やかに連絡するよう適宜注意喚起を行うこと。
- ② 外部有識者から資料提供の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するとともに、他の外部有識者及び当事務局にも当該資料を共有すること。また、事前勉強会後に、説明資料の記載に変更があった場合にも、速やかに共有すること。

(3) その他

- ① インターネット視聴者等が、公開プロセスの議論を十分に理解できるよう、公開プロセス当日に外部有識者に配布する資料（参考資料等）は、事前に各府省のホームページに公表すること。
- ② 各府省においては、行政事業レビューについて国民への浸透を図り、一層実効あるものとするため、各府省の政務による記者会見などでの公開プロセスの実施に関する情報発信や、各府省ホームページのトップページへの掲載等、積極的な広報活動を行うこと。

2 公開プロセスの具体的な進め方（別紙参照）

(1) 質疑・議論の時間

質疑・議論の時間（開始から取りまとめまでの時間）は、基本的には1コマ（1事業）1時間程度で設定すること（時間内に1つの結論を出すことが出来ない場合は、これに加えて10～20分の延長時間を設定）。ただし、事業規模や見込まれる議論の内容を踏まえて各府省において適宜の時間の設定をして差支えない。

なお、インターネット生中継を実施することに鑑み、事前に各コマのタイムテーブルを設定し、各府省のホームページにおいて公表すること。

(2) 事業概要の説明

- ① 事業所管部局からの事業の説明は簡潔に行い、長くても5分程度とすること。
- ② 行政事業レビューシートに基づき論点に即して説明することを基本とし、政策評価書等の添付資料は補足資料として使用すること。
- ③ 説明者は、インターネット視聴者等にも分かるように、資料のどの部分について説明を行っているのか明確にしながら説明を行うこと。

(3) 質疑・議論

- ① 進行役である各府省の行政事業レビュー推進チームの統括責任者又は副統括責

任者は、議論に入る前に、外部有識者に対し、議論すべき個別の論点（1（1）①で確定させた論点）を明確に提示すること。

② 進行役は、次の点に留意して質疑・議論の進行を行うこと。

- ・ 個別の論点ごとの議論が深まるよう、議論は1問1答形式で進むよう心がけ、当該論点について深掘りができるような質問が続くよう進行を行うこと。
- ・ 外部有識者の質問に説明者が十分答えていない場合には、再度回答を求め、議論が合うようにすること。
- ・ 事業所管部局の説明や外部有識者の質問に対する回答の時間が長い場合には、簡潔に説明するよう適時適切に注意を行い、外部有識者との議論がより多くできるよう努めること。
- ・ 議事進行の流れに十分留意し、議事の公正な進行に努めること。公開プロセスは外部有識者の意見を取りまとめる場であり、質疑・議論の中で進行役自らが意見を述べることは差し控えること。また、誰が発言しようとしているか把握した上で、特定の外部有識者が多く発言をすることのないよう、外部有識者に対しバランスよく質問・議論を促すこと。

（4）コメントシートの記入

- ① コメントシートには、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」、「現状通り」の選択肢を準備するとともに、外部有識者がいずれの選択肢を選択する場合でも、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等の内容についてコメントを書くことができるよう欄を設けること。
- ② 進行役は、外部有識者がコメントを記載している間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論が継続されるよう、外部有識者に質問や意見を求めること。

（5）評価結果及び取りまとめコメントの公表

- ① 取りまとめ役は、評価結果案及び取りまとめコメント案の提示前に、それぞれの外部有識者が記載したコメントの中で代表的なものを紹介すること。
- ② 取りまとめコメント案については、いずれの選択肢を選択する場合にも、単に外部有識者の意見を羅列するのではなく、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠等を具体的に記載した上で事業の改善の手法や見直しの方向性等を具体的に明記すること。
また、それぞれの外部有識者が記載したコメントをどのように整理して取りまとめたのかが分かるようにして提示すること。
- ③ 票数が分散するなどして、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す際は、別の会場を用意することなく、時間を延長（10～20分の延長を目途）して行うことを基本とする。

なお、時間を延長して議論をしてもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とすること。その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにすること。

(6) 評価結果及び取りまとめコメントの公表

- ① 公開プロセスの結果の公表に当たっては、評価結果及び取りまとめコメントのほか、コメントシートに記載された外部有識者のコメントをできる限り類型ごとに整理した上で公表すること。
- ② 評価結果、取りまとめコメント及び外部有識者のコメントについては、極力当日中にホームページ上で公表するなど速報性に十分配慮した工夫を行うこと。

(7) その他

- ① 公開プロセスで外部有識者から指摘された事項については、他の事業の改善にも活用するよう、府省内に公開プロセスの結果や指摘事項を周知徹底するとともに、指摘事項を踏まえた横断的な事業の見直しを進めること。
- ② 各府省における自己点検終了後、実際に自己点検を行った各府省の立場（チーム副統括責任者）から、行政事業レビューの取組について改善すべき点等を提案いただく予定としている。公開プロセスを含む自己点検の実施に当たっては、それを念頭に置いて行うこと。

3 選択肢についての補足

- ① 公開プロセスにおける選択肢のうち、「現状通り」は、実施要領上「特段見直す点が認められない場合等」とされているとおり、仮に平成29年度終了予定の事業を本年度の公開プロセスで取り上げた結果として、特段見直す点（終了することをやめて継続にすべき等）が認められず予定通り終了になったものについては、公開プロセスの選択肢としては「現状通り」となる（「廃止」とはならない）。

他方、「行政事業レビュー推進チームの所見」には、公開プロセスの選択肢に加えて「予定通り終了」があるところ、本選択肢は、「現状通り」のうち、本年度終了予定の事業を公開プロセスの場等で点検した結果として、特段見直す点が認められず予定通り終了になったものを特出しした選択肢であることから、上記の例によると公開プロセスでは「現状通り」、「行政事業レビュー推進チームの所見」では、「予定通り終了」となる。

- ② 公開プロセスにおける選択肢のうち、「廃止」は、実施要領上「事業の存続自体に問題があると考えられる場合」とされているところ、形式的にいったん廃止はするが、実質的に事業を継続するような場合には、「廃止」とするのではなく、実質面に着目して「事業全体の抜本的な改善」又は「事業内容の一部改善」とすること。「廃止」としたにもかかわらず、翌年度に事業内容等が酷似する事業が新規に構築されれば、国会等の場で「看板掛け替え」との指摘を受けるおそれがあるため、そのよ

うな指摘を受けることがないようお取り計らい願いたい（「行政事業レビュー推進チームの所見」、「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」についても留意すること。）。

以 上

公開プロセスの進め方のイメージ

<基本的な議論の流れ>

事業所管部局による事業説明（最大5分程度）

- ・ 事業所管部局より、レビューシート及び補足資料に基づき、当該事業の要点を説明。

進行役による事業選定の視点及び論点提示（2分程度）

- ・ 進行役より、当該事業を取り上げた視点と、議論すべき論点を説明。

質疑・議論（コメントシートへの記入時間と併せて40分～45分程度）

- ・ 外部有識者から事業所管部局への質疑を実施。
- ・ 外部有識者がコメントシートへの記入をしている間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論を行う。

外部有識者によるコメントシートへの記入

- ・ 質疑・議論の終了予定時間の10分程度前を目安に、進行役より、外部有識者に対して、コメントシートへの記載を促すアナウンスを実施。
- ・ 外部有識者は、コメントシートに記載された評価の選択肢からいずれかを選択するとともに、コメント欄に、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等について、簡潔に記載（議論しながらの記入。）。

取りまとめ役による評価結果案及び取りまとめコメント案の発表（3分程度）

- ・ 各外部有識者のコメントシートを行政事業レビュー推進チームが集計。
- ・ 取りまとめ役は、票数の分布及びコメントシートに記載された主なコメントを読み上げた上で、一つの評価結果案及び取りまとめコメント案を提示。取りまとめコメント案には、事業の課題や問題点、当該評価結果を選択した理由・根拠とともに、改善の手法や事業見直しの方向性を具体的に明記する。

評価結果案及び取りまとめコメント案の確認並びに最終結果の公表（5分～10分程度）

- ・ 取りまとめ役は、提示した評価結果案及び取りまとめコメント案でよいか、他の有識者に確認を取る。
- ・ 取りまとめ役は、他の外部有識者から出された意見を踏まえ、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。外部有識者から多くの意見が出されるなどして、予定した時間内に一つの結論を出すことができない場合には、下記のとおり、時間を延長して、外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す。

評価結果案及び取りまとめコメント案に対する議論並びに最終結果の公表（最大20分）

- ・ 取りまとめ役が中心となって、意見の陳述や議論を行い、必要に応じ、評価結果案及び取りまとめコメント案について修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。
- ・ 改めて議論してもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とする。